ケーブルプラス電話サービス契約約款

令和８年７月１日
ＫＤＤＩ株式会社

目　　次

第１章　総則
第１条　約款の適用
第２条　約款の変更
第３条　用語の定義
第３条の２　音声通信以外の通信の取扱い
第４条　外国における取扱制限

第２章　ケーブルプラス電話サービスの種類
第５条　ケーブルプラス電話サービスの種類

第３章　ケーブルプラス電話サービスの提供区間等
第６条　ケーブルプラス電話サービスの提供区間等

第４章　一般ケーブルプラス電話契約

第７条　契約の単位
第８条　一般ケーブルプラス電話契約申込みの方法
第９条　一般ケーブルプラス電話契約申込みの承諾
第９条の２　ケーブルプラス電話契約者の最終利用者の確認の取扱い
第10条　ケーブルプラス電話接続回線の終端
第11条　ケーブルプラス電話接続回線の収容
第12条　一般ケーブルプラス電話契約者が行う一般ケーブルプラス電話契約の解除
第13条　破産等による一般ケーブルプラス電話契約の解除
第14条　当社が行う一般ケーブルプラス電話契約の解除
第15条　一般ケーブルプラス電話契約に基づく権利の譲渡の禁止
第16条　電気通信番号
第17条　電気通信番号の変更
第18条　その他の提供条件

第４章の２　特別ケーブルプラス電話契約
第18条の２　特別ケーブルプラス電話契約申込みの方法
第18条の３　特別ケーブルプラス電話契約申込みの承諾
第18条の４　特定事業者の契約約款による制約
第18条の５　特定電話契約の解除等に伴う特別ケーブルプラス電話契約の取扱い
第18条の６　電気通信番号
第18条の７　電気通信番号の変更
第18条の８　その他の提供条件

第５章　削除
第19条　削除
第20条　削除
第21条　削除

第６章　付加機能
第22条　付加機能の提供
第22条の２　ケーブルプラス電話接続回線の利用の一時中断があった場合の取扱い

第７章　利用中止等
第23条　ケーブルプラス電話サービスの利用中止
第24条　ケーブルプラス電話サービスの利用停止
第25条　ケーブルプラス電話サービスの接続休止

第８章　音声通信
第１節　音声通信の区別等
第26条　音声通信の区別等

第２節　通信利用の制限等
第27条　通信利用の制限等
第28条　通信時間等の制限
第29条　非自動音声通信の種別及び接続の順位
第30条　非自動音声通信における通信時間の制限
第31条　非自動音声通信における音声通信の切断
第32条　非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限

第３節　音声通信の品質
第33条　音声通信の品質

第４節　当社又は協定事業者の契約約款等による制約
第34条　当社又は協定事業者の契約約款等による制約

第５節　通信時間の測定等
第35条　通信時間の測定等

第６節　発信電気通信番号通知
第36条　発信電気通信番号等通知

第９章　料金等
第１節　料金及び工事に関する費用
第37条　料金及び工事に関する費用

第２節　料金等の支払義務

第38条　定額利用料の支払義務
第38条の２　電話ユニバーサルサービス料の支払義務
第38条の３　電話リレーサービス料の支払義務
第39条　利用料の支払義務
第39条の２　相互接続番号案内料の支払義務
第40条　手続きに関する料金の支払義務
第41条　工事費の支払義務
第41条の２　料金等の支払義務

第３節　料金の計算方法等
第42条　料金の計算方法等

第４節　割増金及び延滞利息

第43条　割増金
第44条　延滞利息

第５節　他社接続音声通信の料金の取扱い
第45条　他社接続音声通信の料金の取扱い

第６節　協定事業者に係る債権の譲受等
第46条　協定事業者に係る債権の譲受等
第47条　削除

第10章　保守
第48条　ケーブルプラス電話契約者の維持責任
第49条　ケーブルプラス電話契約者の切分責任
第50条　修理又は復旧の順位

第11章　損害賠償
第51条　責任の制限
第52条　免責

第12章　雑則
第53条　削除
第54条　承諾の限界
第55条　利用に係るケーブルプラス電話契約者の義務
第56条　利用上の制限
第57条　ケーブルプラス電話契約者からのケーブルプラス電話接続回線の設置場所の提供等
第58条　ケーブルプラス電話契約者の氏名等の通知
第59条　削除
第60条　相互接続番号案内
第61条　相互接続番号案内に係る番号情報の登録
第62条　削除
第63条　削除
第64条　協定事業者からの通知
第65条　ケーブルプラス電話契約者に係る情報の利用
第66条　協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行
第67条　事業者による電気通信サービスに係る料金の回収代行
第68条　削除
第69条　法令に関する規定
第70条　閲覧

第13章　附帯サービス
第71条　附帯サービス

別記
１　ケーブルプラス電話サービスの提供区間
２　ケーブルプラス電話契約者の地位の承継
３　ケーブルプラス電話契約者の氏名等の変更
４　ケーブルプラス電話契約者からのケーブルプラス電話接続回線の設置場所の提供等

５　番号情報
６　削除
７　削除
８　削除
９　自営端末設備の接続
10　自営端末設備に異常がある場合等の検査
11　自営電気通信設備の接続
12　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
13　当社の維持責任
14　時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス
15　音声通信明細書の発行
16　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
17　新聞社等の基準
18　端末設備の提供

料金表

通則
第１　基本利用料
第２　付加機能利用料
第３　相互接続番号案内料
第４　手続きに関する料金及び工事費
第５　附帯サービスに関する料金等
第６　電話ユニバーサルサービス料
第７　電話リレーサービス料

別表

１　削除
２　外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等
３　削除
４　当社が別に定める事業者
５　定額利用料種別としてプラン２を扱う事業者
６　特定の電気通信サービス
７　迷惑電話自動ブロックに係る当社が別に定める事項

附則

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、国際電気通信連合憲章（平成７年条約第２号）、国際電気通信連合条約（平成７年条約第３号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき、この契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりケーブルプラス電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、ケーブルプラス電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

２　前項の場合において、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のＷＥＢサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

３　当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の２の３第２項第１号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用語の意味
１　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
２　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
３　ケーブルプラス電話網	主として音声通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うために当社が設置等する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
４　ケーブルプラス電話サービス	当社のケーブルプラス電話網を使用して行う電気通信サービス
５　ケーブルプラス電話サービス取扱所	ケーブルプラス電話サービスに関する業務を行う当社の事業所
６　ケーブルプラス電話契約	一般ケーブルプラス電話契約又は特別ケーブルプラス電話契約

７　ケーブルプラス電話契約者	一般ケーブルプラス電話契約者又は特別ケーブルプラス電話契約者
８　一般ケーブルプラス電話契約	当社から一般ケーブルプラス電話の提供を受けるための契約
９　一般ケーブルプラス電話契約者	当社と一般ケーブルプラス電話契約を締結している者
10　削除	
11　削除	
12　相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第９条の登録を受けた者又は事業法第16条第１項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第９項若しくは同条第10項又は第34条第４項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
13　協定事業者	（１）当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者 （２）当社と当社に対して卸電気通信役務（事業法第29条第１項第10号に定めるものをいいます。以下同じとします。）を提供する契約を締結している電気通信事業者 （３）別表４に定める事業者
14　ケーブルプラス電話接続回線	（１）ケーブルプラス電話網とケーブルプラス電話契約の申込者が指定する場所との間に当社が設置する電気通信回線 （２）ケーブルプラス電話網とケーブルプラス電話契約の申込者が指定する場所との間に協定事業者が設置する当社が別に定める電気通信回線
15　取扱所交換設備	電気通信回線を収容するためにケーブルプラス電話サービス取扱所に設置される交換設備
16　音声通信	おおむね3kHzの帯域の音声を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
17　他社接続音声通信	相互接続点を介してケーブルプラス電話網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う音声通信
18　請求者	当社が提供するケーブルプラス電話サービスに係る音声通信を行う者
19　対話者	請求者が当社の提供するケーブルプラス電話サービ

	スに係る音声通信を行おうとする相手
20　起算日	当社がケーブルプラス電話契約ごとに定める毎暦月の一定の日
21　料金月	１の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
22　端末設備	ケーブルプラス電話接続回線の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
23　自営端末設備	ケーブルプラス電話契約者が設置する端末設備
24　自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
25　消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
26　電話ユニバーサルサービス料	事業法に定める第一号基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
26の２　電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和２年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和２年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
27　特別ケーブルプラス電話契約	当社から特別ケーブルプラス電話の提供を受けるための契約
28　特別ケーブルプラス電話契約者	当社と特別ケーブルプラス電話契約を締結している者
29　特定電話サービス	一般ケーブルプラス電話を利用して提供される電気通信サービス（犯罪通報、出火報知又は人命救助に係る音声通信を行うために、同時に当社から特別ケーブルプラス電話の提供を受けることを要するものに限ります。）のうち、別表６に規定するもの（当社が別に定めるものに限ります。）
30　特定電話契約	特定電話サービスの提供を受けるための契約

31　特定事業者	特定電話サービスを提供する電気通信事業者
32　携帯電話サービス	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第３条第１号に規定する携帯無線通信による電気通信サービス
33　削除	
34　衛星電話サービス	電波法施行規則第４条第１項第20号の８に規定する携帯移動地球局との間で行われる無線通信による電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）
34の2　副回線通信サービス	当社又は沖縄セルラー電話株式会社の副回線通信サービス利用規約に定める副回線通信サービス
35　モバイル約款	当社又は沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（５Ｇ）通信サービス契約約款、ａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款、ｐｏｖｏ２．０通信サービス契約約款若しくはｐｏｖｏ１．０通信サービス契約約款又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ契約約款若しくはＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービス契約約款
36　番号移行	当社が別に定める態様により、電気通信番号を変更することなく、モバイル約款に定めるモバイル契約（５Ｇ契約、ＬＴＥ契約、ｐｏｖｏ２．０契約若しくはｐｏｖｏ１．０契約又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅⅡ契約若しくはＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ契約をいいます。以下同じとします。）を解除すると同時に新たにモバイル契約（同一のものを除きます。）を締結すること
37　国際ネットワーク	複数国にまたがって設置される電気通信回線設備であって、ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｅ．１６４及びＥ．１６４．１に基づく特定の電気通信番号の割当てに係るもの

（音声通信以外の通信の取扱い）

第３条の２　ケーブルプラス電話サービスを利用して行う音声通信以外の通信は、この約款に特段の定めがある場合を除き、これを音声通信とみなして取り扱います。

（外国における取扱制限）

第４条　ケーブルプラス電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第２章　ケーブルプラス電話サービスの種類

（ケーブルプラス電話サービスの種類）

第５条　ケーブルプラス電話サービスには、次の種類があります。

一般ケーブルプラス電話	特別ケーブルプラス電話以外のケーブルプラス電話サービス
特別ケーブルプラス電話	専ら音声通信（犯罪通報、出火報知又は人命救助に係るものに限ります。）の発信のために提供するケーブルプラス電話サービス

第３章　ケーブルプラス電話サービスの提供区間等

（ケーブルプラス電話サービスの提供区間等）

第６条　当社のケーブルプラス電話サービスは、別記１に定める提供区間において提供します。

２　当社は、ケーブルプラス電話サービスのサービス提供地域を当社の指定するホームページに掲載します。

３　ケーブルプラス電話サービスのサービス提供地域は、相互接続協定及び協定事業者との取決めに基づいて、変更することがあります。

第４章　一般ケーブルプラス電話契約

（契約の単位）

第７条　当社は、ケーブルプラス電話接続回線１回線ごとに１の一般ケーブルプラス電話契約を締結します。この場合において、一般ケーブルプラス電話契約者は、１の一般ケーブルプラス電話契約につき１人に限ります。

（一般ケーブルプラス電話契約申込みの方法）

第８条　一般ケーブルプラス電話契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うケーブルプラス電話サービス取扱所に申し出ていただきます。

（一般ケーブルプラス電話契約申込みの承諾）

第９条　当社は、一般ケーブルプラス電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般ケーブルプラス電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）ケーブルプラス電話接続回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

（２）一般ケーブルプラス電話契約の申込みをした者が一般ケーブルプラス電話に係る料金又は工事に関する費用（第10条（ケーブルプラス電話接続回線の終端）第１項に定めるケーブルプラス電話接続回線の終端において、協定事業者が実施するケーブルプラス電話接続回線の引込及び撤去並びに屋内配線及び終端装置の設置及び撤去に係る工事（以下「終端等工事」といいます。）に関する費用を除きます。以下「工事に関する費用」といいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（３）一般ケーブルプラス電話契約の申込みをした者が第24条（ケーブルプラス電話サービスの利用停止）の規定により一般ケーブルプラス電話の利用停止をされている、又は当社が行う一般ケーブルプラス電話契約の解除を受けたことがあるとき。

（４）一般ケーブルプラス電話契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

（５）そのケーブルプラス電話接続回線と当社のケーブルプラス電話網との接続に関し、そのケーブルプラス電話接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、別表４に定める事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定及び協定事業

者との取決めに基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
（６）第55条（利用に係るケーブルプラス電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
（７）一般ケーブルプラス電話契約の申込みをした者が特定事業者でないとき。
（８）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（ケーブルプラス電話契約者の最終利用者の確認の取扱い）
第９条の２　当社は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号。以下「番号告示」といいます。）の規定に基づき、ケーブルプラス電話契約者に対して、最終利用者（同計画に定める最終利用者をいいます。以下同じとします。）の確認を行うことがあります。
　この場合においては、ケーブルプラス電話契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により最終利用者の確認に応じていただきます。

（ケーブルプラス電話接続回線の終端）
第10条　当社は、一般ケーブルプラス電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社又は協定事業者の線路から原則として最短距離の地点をケーブルプラス電話接続回線の終端とします。
２　前項の地点は、ケーブルプラス電話契約者との協議により当社及び別表４に定める事業者が定めます。

（ケーブルプラス電話接続回線の収容）
第11条　ケーブルプラス電話接続回線は、そのケーブルプラス電話接続回線の終端のある場所に基づき当社が指定するケーブルプラス電話サービス取扱所に収容します。なお、通常の経路以外の経路により設置する異経路の扱いは行いません。
２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ケーブルプラス電話接続回線を収容するケーブルプラス電話サービス取扱所を変更することがあります。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第50条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、ケーブルプラス電話サービス取扱所を変更することがあります。

（一般ケーブルプラス電話契約者が行う一般ケーブルプラス電話契約の解除）
第12条　一般ケーブルプラス電話契約者は、一般ケーブルプラス電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うケーブルプラス電話サービス取扱所に通知していただきます。

（破産等による一般ケーブルプラス電話契約の解除）
第13条　当社は、一般ケーブルプラス電話契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般ケーブルプラス電話契約を解除することがあります。

（当社が行う一般ケーブルプラス電話契約の解除）
第14条　当社は、第24条（ケーブルプラス電話サービスの利用停止）の規定により利用停止をされた一般ケーブルプラス電話契約者がなおその事実を解消しない場合は、その一般ケーブルプラス電話契約を解除することがあります。
２　当社は、一般ケーブルプラス電話契約者が第24条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、一般ケーブルプラス電話の利用停止をしないでその一般ケーブルプラス電話契約を解除することがあります。
３　当社は、当社又はケーブルプラス電話契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電

気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で一般ケーブルプラス電話の継続が困難なときには、その一般ケーブルプラス電話契約を解除することがあります。
４　削除
５　当社は、一般ケーブルプラス電話契約のケーブルプラス電話接続回線に係る特定電話契約について、契約の解除があったとき、当該一般ケーブルプラス電話契約を解除します。
６　当社は、前５項の規定により、その一般ケーブルプラス電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを一般ケーブルプラス電話契約者に通知します。

（一般ケーブルプラス電話契約に基づく権利の譲渡の禁止）
第15条　一般ケーブルプラス電話契約者が一般ケーブルプラス電話契約に基づいて一般ケーブルプラス電話の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（電気通信番号）
第16条　当社は、その一般ケーブルプラス電話が特定事業者の特定電話サービスの用に供されるものである場合、この約款に特段の定めがある場合を除き、第18条の６に基づき定めたそのケーブルプラス電話接続回線に係る特別ケーブルプラス電話の電気通信番号（第18条の７に基づく電気通信番号の変更があったときは、変更後のものに限ります。）を、その一般ケーブルプラス電話の電気通信番号とみなしてこの約款の規定を適用します。

第17条　削除

（その他の提供条件）
第18条　当社は、一般ケーブルプラス電話契約者から請求があったときは、ケーブルプラス電話接続回線の利用の一時中断（そのケーブルプラス電話接続回線及び電気通信番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
２　当社は、一般ケーブルプラス電話契約者が当社に支払うべきケーブルプラス電話サービス等の料金の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）について、次のいずれかに該当する場合は、限度額（以下本項において「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。
（１）過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し、又は増加することが予想される者
（２）ケーブルプラス電話サービス等の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者
３　前項の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社はケーブルプラス電話契約者にその利用限度額を通知します。この場合、ケーブルプラス電話契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
４　利用限度額は、当社が別に定める額とします。
５　当社は、第２項に定めるケーブルプラス電話サービス等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、一般ケーブルプラス電話契約者にケーブルプラス電話サービス等の提供を行わないことがあります。
６　一般ケーブルプラス電話契約者は、第２項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第39条（利用料の支払義務）第１項の規定の適用を免れるものではありません。
７　第３項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときはケーブルプラス電話契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。
８　当社は、一般ケーブルプラス電話契約者からケーブルプラス電話接続回線の移転の請求があった場合は、第９条（一般ケーブルプラス電話契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱うものとします。ただし、電気通信番号の変更を伴う等、当社が別に定める場合には、これを承諾しないことがあります。この場合、一般ケーブルプラス電話契約者は、第12

条（一般ケーブルプラス電話契約者が行う一般ケーブルプラス電話契約の解除）の定めにより一般ケーブルプラス電話契約を解除した上で新たに申し込んでいただきます。
９　一般ケーブルプラス電話契約に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

（注）第４項に規定する当社が別に定める利用限度額は、税抜額5万円（税込額5万5千円）とします。

第４章の２　特別ケーブルプラス電話契約

（特別ケーブルプラス電話契約申込みの方法）
第18条の２　特別ケーブルプラス電話契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うケーブルプラス電話サービス取扱所に申し出ていただきます。
２　前項の申込みを行った者は、当社が特別ケーブルプラス電話契約を締結するために必要な氏名、住所及び電話番号等を、当社がそのケーブルプラス電話接続回線に係る特定事業者から通知を受けることについて同意していただきます。

（特別ケーブルプラス電話契約申込みの承諾）
第18条の３　当社は、特別ケーブルプラス電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その特別ケーブルプラス電話契約の申込みを承諾しないことがあります。
（１）特別ケーブルプラス電話契約の申込みをした者が特定電話契約を締結している者と同一でないとき。
（２）ケーブルプラス電話接続回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
（３）特別ケーブルプラス電話契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
（４）そのケーブルプラス電話接続回線と当社のケーブルプラス電話網との相互接続に関し、そのケーブルプラス電話接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
（５）特別ケーブルプラス電話契約の申込みをした者が、特定事業者に特定電話契約の申込みを行わないとき、又は特定電話契約の申込みに対して特定事業者の承諾が得られないとき。
（６）第55条（利用に係るケーブルプラス電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
（７）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（特定事業者の契約約款による制約）
第18条の４　特別ケーブルプラス電話契約者は、特定事業者の契約約款（別表６に定めるものに限ります。）の定めるところにより、その特別ケーブルプラス電話契約に係る特定電話サービスを利用することができない場合においては、特別ケーブルプラス電話を利用することができないことがあります。

（特定電話契約の解除等に伴う特別ケーブルプラス電話契約の取扱い）
第18条の５　当社は、特別ケーブルプラス電話契約のケーブルプラス電話接続回線に係る特定電話契約について、契約の解除があったとき、当該特別ケーブルプラス電話契約を解除します。

２　当社は、前項の規定により、その特別ケーブルプラス電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを特別ケーブルプラス電話契約者に通知します。

（電気通信番号）

第18条の６　特別ケーブルプラス電話に係る電気通信番号は、１の特別ケーブルプラス電話契約ごとに、電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号。以下「番号規則」といいます。）別表第１号に規定する電気通信番号を当社が定めます。この場合において、特別ケーブルプラス電話契約者は、当社が特定事業者に電気通信番号を通知することを承認していただきます。

２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、特別ケーブルプラス電話に係る電気通信番号を変更することがあります。

３　当社は、前項の規定により、特別ケーブルプラス電話に係る電気通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを特別ケーブルプラス電話契約者及び特定事業者（当該特別ケーブルプラス電話のケーブルプラス電話接続回線に係る特定電話契約を提供する者に限ります。）に通知します。

（電気通信番号の変更）

第18条の７　特別ケーブルプラス電話契約者は、その特別ケーブルプラス電話契約者に係る電気通信番号を変更しようとするときは、当社所定の書面を契約事務を行うケーブルプラス電話サービス取扱所に提出していただきます。

２　当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

（注）当社は、本条の規定によるほか、第 50 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、その特別ケーブルプラス電話契約者に係る電気通信番号を変更することがあります。

（その他の提供条件）

第18条の８　契約の単位、ケーブルプラス電話接続回線の終端、ケーブルプラス電話接続回線の収容、特別ケーブルプラス電話契約者が行う特別ケーブルプラス電話契約の解除、破産等による特別ケーブルプラス電話契約の解除、当社が行う特別ケーブルプラス電話契約の解除及び特別ケーブルプラス電話契約に基づく権利の譲渡の禁止については、一般ケーブルプラス電話契約の場合に準じて取り扱います。

２　特別ケーブルプラス電話契約者は、ケーブルプラス電話接続回線の移転の請求をすることはできません。この場合、特別ケーブルプラス電話契約者は、第12条（一般ケーブルプラス電話契約者が行う一般ケーブルプラス電話契約の解除）を引用する前項の規定に基づき、特別ケーブルプラス電話契約を解除した上で新たに特別ケーブルプラス電話を申し込んでいただきます。

３　特別ケーブルプラス電話契約に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第５章　削除

第19条　削除

第20条　削除

第21条　削除

第６章　付加機能

（付加機能の提供）
第22条　当社は、ケーブルプラス電話契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第２（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。ただし、ケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込みをした一般ケーブルプラス電話契約者については、最終利用者の確認を完了した場合、当該一般ケーブルプラス電話契約の申込みの翌日に着信転送サービスの提供について請求があったものとみなして取り扱います。
（１）付加機能の提供を請求したケーブルプラス電話契約者がケーブルプラス電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（２）付加機能の提供を請求したケーブルプラス電話契約者が第24条（ケーブルプラス電話サービスの利用停止）の規定によりケーブルプラス電話サービスの利用停止をされている、又は当社が行うケーブルプラス電話契約の解除を受けたことがあるとき。
（３）付加機能の提供を請求したケーブルプラス電話契約者が本条第２項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
（４）付加機能の提供を請求したケーブルプラス電話契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき又はその請求に不備があるとき。
（５）付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
２　当社は、料金表第２（付加機能利用料）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

（ケーブルプラス電話接続回線の利用の一時中断があった場合の取扱い）
第22条の２　当社は、ケーブルプラス電話接続回線の利用の一時中断があったときは、そのケーブルプラス電話接続回線について、付加機能（当社が別に定めるものを除きます。）の利用の一時中断を行います。
　ただし、災害又は当社の設備上の都合によりケーブルプラス電話契約者がその付加機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りでありません。

第７章　利用中止等

（ケーブルプラス電話サービスの利用中止）
第23条　当社は、次の場合には、ケーブルプラス電話サービスの利用を中止することがあります。
（１）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
（２）特定のケーブルプラス電話接続回線から多数の不完了通信（対話者の応答前に通信の発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
（３）第27条（通信利用の制限等）及び第32条（非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
（４）第６条（ケーブルプラス電話サービスの提供区間等）の規定により、サービス提供地域を変更するとき。
２　前項に規定する場合のほか、第18条（その他の提供条件）第７項に基づき、当社は、ケーブルプラス電話契約者本人であることを確認できるまでそのケーブルプラス電話契約者に係るケーブルプラス電話サービス等の利用を中止することがあります。
３　当社は、前２項の規定によりケーブルプラス電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをケーブルプラス電話契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
４　当社は、第２項によりケーブルプラス電話サービス等の利用中止をした場合、ケーブルプラス電話契約者本人であることを確認したときは、そのケーブルプラス電話契約者に係るケーブルプラス電話サービス等の利用中止を解除します。その場合、あらかじめ、解除をする日をケーブルプラス電話契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでありません。

（ケーブルプラス電話サービスの利用停止）
第24条　当社は、ケーブルプラス電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、６か月以内で当社が定める期間（そのケーブルプラス電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったケーブルプラス電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金を含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのケーブルプラス電話サービスの利用を停止することがあります。
（１）料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（２）第55条（利用に係るケーブルプラス電話契約者の義務）の規定に違反したとき。
（３）当社の承諾を得ずに、ケーブルプラス電話接続回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
（４）ケーブルプラス電話接続回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をケーブルプラス電話接続回線から取り外さなかったとき。
（５）前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、ケーブルプラス電話サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
２　当社は、複数のケーブルプラス電話契約を締結しているケーブルプラス電話契約者が、そのいずれかのケーブルプラス電話契約において、第55条（利用に係るケーブルプラス電話契約者の義務）の規定に違反したときは、６ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのケーブルプラス電話契約に係るケーブルプラス電話サービスの利用を停止することがあります。
３　当社は、前２項の規定によりケーブルプラス電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をケーブルプラス電話契約者に通知します。
ただし、第１項第２号又は前項の規定によりケーブルプラス電話サービスの利用停止をする場合は、この限りでありません。

（ケーブルプラス電話サービスの接続休止）
第25条　当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止等により、ケーブルプラス電話契約者がケーブルプラス電話サービスを全く利用することができなくなったときは、ケーブルプラス電話サービスの接続休止（ケーブルプラス電話サービスを利用して行う通信と他社接続音声通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。
ただし、そのケーブルプラス電話サービスについて、ケーブルプラス電話契約者からケーブルプラス電話契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。
２　当社は、前項の規定によりケーブルプラス電話サービスの接続休止をするときは、あら

かじめ、そのことをケーブルプラス電話契約者にお知らせします。
３　第１項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して１年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのケーブルプラス電話サービスに係るケーブルプラス電話契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことをケーブルプラス電話契約者にお知らせします。

第８章　音声通信

第１節　音声通信の区別等

（音声通信の区別等）
第26条　音声通信の区別は、次のとおりとします。

区　　別	内　　容
自動音声通信	請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信
非自動音声通信	当社電話交換局の交換取扱者又は外国の交換取扱者を介して、対話者側に接続される国際音声通信
備考　ケーブルプラス電話接続回線から番号規則別表第６号に規定する電気通信番号をダイヤルして行う自動音声通信については、相互接続点（当該自動音声通信の取扱いを定めた相互接続協定に基づく相互接続に係るものに限ります。）又は当社が設置し、若しくは設定する電気通信回線の終端（当該電気通信番号を使用して提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）への発信に限り取り扱います。	

２　非自動音声通信の種別は、第29条（非自動音声通信の種別及び接続の順位）及び料金表第１（基本利用料）に定めるところによります。

第２節　通信利用の制限等

（通信利用の制限等）
第27条　当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されているケーブルプラス電話接続回線であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への自動音声通信を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記17に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

２　当社は、外国又は特定衛星端末との音声通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、外国又は特定衛星端末との音声通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。

３　通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

（通信時間等の制限）

第28条　当社は、音声通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

（非自動音声通信の種別及び接続の順位）

第29条　非自動音声通信の種別及び接続の順位は、次のとおりとします。

種　別	内　容	接続の順位
非常音声通信	１　海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関する非自動音声通信 ２　世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な非自動音声通信 ３　大事故、地震、暴風、台風、火事、洪水、難破その他の災害又は人命救助業務に関係する非自動音声通信	1
緊急音声通信	次に掲げる者が行う非自動音声通信並びに国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和38年条約第12号）第３条及び専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和38年条約第13号）第４条の規定に基づき、国際連合及び専門機関が行う公用の非自動音声通信（以下「官用音声通信」といいます。）であって、先順位を請求したもの （１）国の元首 （２）政府の首長及び政府の一員である者 （３）陸軍、海軍及び空軍の司令長官 （４）外交官及び領事官 （５）国際連合の事務総長及び国際連合の主要機関の長 （６）国際司法裁判所	2
一般音声通信	非常音声通信及び緊急音声通信以外の非自動音声通信	3

（非自動音声通信における通信時間の制限）

第30条　当社は、非自動音声通信が著しくふくそうするときは、一般音声通信（官用音声通

信を除きます。）に限り、その通信時間を制限することがあります。

（非自動音声通信における音声通信の切断）
第31条　当社は、非常音声通信の取扱上必要がある場合は、一般音声通信及び緊急音声通信を切断することがあります。

（非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限）
第32条　当社は、天災、事変、その他の非常事態の発生、又は電気通信回線設備の障害、その他の事由により、非自動音声通信が著しく遅延し、又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、下記の措置を執ることがあります。
（１）非常音声通信及び緊急音声通信のほかは、受け付けません。
（２）非常音声通信のほかは、受け付けません。

第３節　音声通信の品質

（音声通信の品質）
第33条　音声通信の品質については、端末設備の接続形態等ケーブルプラス電話サービスの利用形態により変動する場合があります。

第４節　当社又は協定事業者の契約約款等による制約

（当社又は協定事業者の契約約款等による制約）
第34条　ケーブルプラス電話契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、ケーブルプラス電話サービスに係る協定事業者の電気通信回線を使用することができない場合においては、ケーブルプラス電話サービスに係る通信を行うことはできません。

第５節　通信時間の測定等

（通信時間の測定等）
第35条　通信時間の測定等については、料金表第１（基本利用料）に定めるところによります。

第６節　発信電気通信番号等通知

（発信電気通信番号等通知）
第36条　音声通信については、その発信電気通信番号（その音声通信の発信元に係る電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を着信先の当社の契約約款に定める電気通信回線又は相互接続点へ通知します。
　ただし、次の音声通信については、この限りでありません。
（１）音声通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルして行う音声通信
（２）料金表第２（付加機能利用料）に規定する特定の付加機能の提供を受けているケーブルプラス電話接続回線から行う音声通信（音声通信の発信に先立ち、「１８６」をダイヤルして行う音声通信を除きます。）
２　前項にかかわらず、番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う音声通信については、下表に定めるところにより、その情報を相手先へ通知します。
　ただし、音声通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルして行う音声通信については、この限りでありません。

当社が通知する情報	通知する相手先
発信電気通信番号	着信先の当社の契約約款に定める電気通信回線又は相互接続点
発信電気通信番号並びにその音声通信の発信元に係る一般ケーブルプラス電話契約者の氏名又は名称及び所在地	その緊急通報に関する音声通信の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関

３　当社は、前項の場合において情報を相手先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第51条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注１）ケーブルプラス電話契約者は、本条の規定等により通知を受けた発信電気通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。
（注２）本条第１項第２号の「特定の付加機能」は、料金表第２（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号非通知サービスとします。

第９章　料金等

第１節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）
第37条　当社が提供するケーブルプラス電話サービスに係る料金は、基本利用料（料金表第１（基本利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、付加機能利用料（料金表第２（付加機能利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、相互接続番号案内料（料金表第３（相互接続番号案内料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、手続きに関する料金（料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、付帯サービスに関する料金等（料金表第５（付帯サービスに関する料金等）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、電話ユニバーサルサービス料（料金表第６（電話ユニバーサルサービス料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）及び電話リレーサービス料（料金表第７（電話リレーサービス料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。
２　当社が提供するケーブルプラス電話サービスに係る工事に関する費用は、工事費とします。

（注）終端等工事の実施条件、費用等については、別表４に定める事業者がその契約約款等において定めるところによります。

第２節　料金等の支払義務

（定額利用料の支払義務）
第38条　ケーブルプラス電話契約者（特別ケーブルプラス電話契約者を除きます。以下、この章（第４節を除きます。）において同じとします。）は、当社がケーブルプラス電話サービス又は付加機能の提供を開始した日の翌日（ケーブルプラス電話サービスの提供を開始した日にそのケーブルプラス電話契約の解除があったとき又は付加機能の提供を開始した日にその付加機能の廃止があったときは、その提供を開始した日とします。以下「課金開始日」といいます。）から起算してそのケーブルプラス電話契約の解除又は付加機能の

廃止があった日までの期間、当社が提供するケーブルプラス電話サービスの定額利用料（料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

２　前項の期間において、利用停止等によりケーブルプラス電話サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

（１）利用停止があったときは、ケーブルプラス電話契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

（２）利用の一時中断を行ったときは、ケーブルプラス電話契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

（３）前号の規定によるほか、ケーブルプラス電話契約者は、次の場合を除いて、ケーブルプラス電話サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　ケーブルプラス電話契約者の責めによらない理由により、ケーブルプラス電話サービスを全く利用できない状態（ケーブルプラス電話サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
２　当社の故意又は重大な過失により、そのケーブルプラス電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料
３　サービス提供地域の変更に伴って、ケーブルプラス電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（ケーブルプラス電話契約者の都合により、ケーブルプラス電話サービスを利用しなかった場合であって、ケーブルプラス電話サービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料
４　ケーブルプラス電話サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

３　第１項の期間において、他社接続音声通信を行うことができないため、ケーブルプラス電話サービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

（１）協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他ケーブルプラス電話契約者に帰する理由により、他社接続音声通信を行うことができなくなった場合であっても、ケーブルプラス電話契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

（２）前号の規定によるほか、ケーブルプラス電話契約者は、次の場合を除いて、他社接続音声通信を行うことができないため、ケーブルプラス電話サービスを全く利用できなか

った期間中の定額利用料の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　ケーブルプラス電話契約者の責めによらない理由により、他社接続音声通信を全く行うことができない状態（そのケーブルプラス電話接続回線による全ての他社接続音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、ケーブルプラス電話サービスを全く利用できなくなった場合（２欄に該当する場合により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
２　他社接続音声通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続音声通信を行うことができない状態が生じたため、当社のケーブルプラス電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

４　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（電話ユニバーサルサービス料の支払義務）

第38条の２　ケーブルプラス電話契約者は、その料金月の末日においてケーブルプラス電話サービスの提供を受けている場合、料金表第６（電話ユニバーサルサービス料）の規定に基づいて算定した電話ユニバーサルサービス料の支払いを要します。

（電話リレーサービス料の支払義務）

第38条の３　ケーブルプラス電話契約者は、その料金月の末日においてケーブルプラス電話サービスの提供を受けている場合、料金表第７（電話リレーサービス料）の規定に基づいて算定した電話リレーサービス料の支払いを要します。

（利用料の支払義務）

第39条　ケーブルプラス電話契約者は、第35条（通信時間の測定等）の規定により当社が測定した通信時間と料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）の規定による料金額に基づいて算定した利用料（料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、料金表第２（付加機能利用料）に定める付加機能を利用した通信の利用料について、特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

２　ケーブルプラス電話契約者は、そのケーブルプラス電話接続回線によりケーブルプラス電話契約者以外の者が行った通信に係る利用料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

３　ケーブルプラス電話契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、ケーブルプラス電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（相互接続番号案内料の支払義務）

第39条の２　ケーブルプラス電話契約者は、第60条（相互接続番号案内）に定める相互接続番号案内に係る音声通信によって、電気通信番号の情報提供を受けた場合、その音声通信について、その情報提供を受けた電気通信番号ごとに料金表第３（相互接続番号案内料）に規定する相互接続番号案内料の支払いを要します。

２　ケーブルプラス電話契約者は、そのケーブルプラス電話接続回線によりケーブルプラス電話契約者以外の者が行った音声通信に係る相互接続番号案内料についても、その支払いを要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第40条　ケーブルプラス電話契約者は、ケーブルプラス電話サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

　ただし、その手続きの着手前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第41条　ケーブルプラス電話契約者は、ケーブルプラス電話サービスについて、工事（終端等工事を除きます。以下この条において「工事」といいます。）を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

　ただし、その工事の着手前にそのケーブルプラス電話契約の解除又はその工事を要する請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　ケーブルプラス電話契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金等の支払義務）

第41条の２　この節の規定にかかわらず、この節の規定に基づき支払いを要する料金又は工事費について、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第３節　料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第42条　料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第４節　割増金及び延滞利息

（割増金）

第43条　ケーブルプラス電話契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた

場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）
第44条　ケーブルプラス電話契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%（施行規則第22条の２の13の２第２号の適用に係る場合にあっては法定利率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。
　ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第５節　他社接続音声通信の料金の取扱い

（他社接続音声通信の料金の取扱い）
第45条　ケーブルプラス電話契約者は、相互接続協定又はこれに相当する取決めに基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、他社接続音声通信に関する料金の支払いを要します。
２　前項の場合において、他社接続音声通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

第６節　協定事業者に係る債権の譲受等

（協定事業者に係る債権の譲受等）
第46条　協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結しているケーブルプラス電話契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、ケーブルプラス電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
２　前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するケーブルプラス電話サービスの料金とみなして取り扱います。

第47条　削除

第10章　保守

（ケーブルプラス電話契約者の維持責任）
第48条　ケーブルプラス電話契約者は、そのケーブルプラス電話接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に適合するよう維持していただきます。

（ケーブルプラス電話契約者の切分責任）
第49条　ケーブルプラス電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がケーブルプラス電話接続回線に接続されている場合であって、ケーブルプラス電話サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
２　前項の確認に際して、ケーブルプラス電話契約者から要請があったときは、当社は、ケ

ーブルプラス電話サービス取扱所において試験を行い、その結果をケーブルプラス電話契約者にお知らせします。

３　当社は、前項の試験により、当社の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ケーブルプラス電話契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、ケーブルプラス電話契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理又は復旧の順位）

第50条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第27条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順　　位	修理又は復旧する電気通信設備
１	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
２	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記17に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除きます。）
３	第１順位及び第２順位に該当しないもの

（注）当社は、当社又は協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失したケーブルプラス電話接続回線について、暫定的にその電気通信番号を変更することがあります。

第11章　損害賠償

（責任の制限）

第51条　当社は、ケーブルプラス電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由を含みます。）によりその提供を行わなかったときは、そのケーブルプラス電話サービスが全く利用できない状態（当該ケーブ

ルプラス電話契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該ケーブルプラス電話契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りでありません。

２　第１項の場合において、当社は、ケーブルプラス電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ケーブルプラス電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（１）料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定める定額利用料

（２）料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定める利用料（ケーブルプラス電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均利用料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

３　前２項の規定に関わらず、当社は、ケーブルプラス電話サービスの提供を行わなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、ケーブルプラス電話サービスを提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。

４　当社は、ケーブルプラス電話サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前３項の規定は適用しません。

５　第１項から第３項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注１）本条第２項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、ケーブルプラス電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における１日当たりの平均の利用に関する料金とします。

（注２）本条第２項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第52条　当社は、ケーブルプラス電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事（終端等工事を含みます。）にあたって、ケーブルプラス電話契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

２　当社は、この約款又は協定事業者の契約約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用について負担しません。

第12章　雑則

第53条　削除

（承諾の限界）

第54条　当社は、ケーブルプラス電話契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、そ

の理由をその請求をしたケーブルプラス電話契約者にお知らせします。
ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（利用に係るケーブルプラス電話契約者の義務）
第55条　ケーブルプラス電話契約者は、次のことを守っていただきます。
（１）当社がケーブルプラス電話契約に基づき設置した電気通信設備（別表４に定める事業者が設置したケーブルプラス電話接続回線、屋内配線及び終端装置を含みます。以下この条において同じとします。）を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
（２）故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
（３）故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
（４）当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がケーブルプラス電話契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
（５）当社がケーブルプラス電話契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
（６）一般ケーブルプラス電話契約者は、卸電気通信役務に該当すると認められる態様で一般ケーブルプラス電話を自らの電気通信事業の用に供する場合、その旨及び事業法第50条の２に定める電気通信番号使用計画の認定状況を当社にあらかじめ申告すること並びに番号告示を遵守すること。
（７）違法に、又は公序良俗に反する態様で、ケーブルプラス電話サービスを利用しないこと。
２　ケーブルプラス電話契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（注）当社は、本条第１項第６号又は同項同号に基づく第９条、第14条若しくは第24条の適用について必要があると認めるときは、番号計画に直接関係がある機関にその一般ケーブルプラス電話契約者（その一般ケーブルプラス電話契約の申込みをした者を含みます。）の情報を提供することがあります。

（利用上の制限）
第56条　ケーブルプラス電話契約者は、コールバックサービス（本邦から本邦外へ発信する音声通信を外国から発信する形態に転換することによって音声通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で音声通信を行ってはなりません。

区　　別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して音声通信の請求が行われ、一般ケーブルプラス電話契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が音声通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることと

	なるコールバックサービスの方式

（ケーブルプラス電話契約者からのケーブルプラス電話接続回線の設置場所の提供等）
第57条　ケーブルプラス電話契約者からのケーブルプラス電話接続回線の設置場所の提供等については、当社が別記４に定めるところによります。

（ケーブルプラス電話契約者の氏名等の通知）
第58条　当社は、協定事業者から要請があったときは、ケーブルプラス電話契約者（その協定事業者と電話サービス等を利用するうえで必要な契約をしている者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

第59条　削除

（相互接続番号案内）
第60条　当社は、一般ケーブルプラス電話契約者のケーブルプラス電話接続回線から当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行う音声通信があったときは、その音声通信を相互接続点（当社が別に定める協定事業者が相互接続番号案内（当該協定事業者が提供する電話番号案内をいいます。以下同じとします。）の用に供する電気通信回線設備との接続に係るものに限ります。以下「相互接続番号案内に係る相互接続点」といいます。）に接続します。

（注１）「別に定める電気通信番号」は、「１０４」とします。
（注２）「別に定める協定事業者」は、アルティウスリンク株式会社とします。

（相互接続番号案内に係る番号情報の登録）
第61条　当社は、ケーブルプラス電話契約者から相互接続番号案内による情報提供を希望する旨の当社が別に定める請求があったときは、番号情報（別記５に定める相互接続番号案内に必要な情報（当該請求を行ったケーブルプラス電話契約者のケーブルプラス電話接続回線に係る情報に限ります。）をいいます。以下同じとします。）を番号情報データベース（番号情報を収容するためにＮＴＴ西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。
２　前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するＮＴＴ西日本株式会社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

（注１）本条第２項に規定する「当社が別に定める者」は、ＮＴＴ西日本株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容されたケーブルプラス電話契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。
（注２）当社は、電気通信事業者等が総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

第62条　削除

第63条　削除

（協定事業者からの通知）
第64条　ケーブルプラス電話契約者は、当社が、付加機能の提供又は料金若しくは工事に関

する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から付加機能の提供又は料金若しくは工事に関する費用を適用するために必要なケーブルプラス電話契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（ケーブルプラス電話契約者に係る情報の利用）

第65条　当社は、ケーブルプラス電話契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者又は当社が別表４に定める事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、ケーブルプラス電話契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

２　前項に定めるほか、ケーブルプラス電話サービス又は附帯サービスに関して取得したケーブルプラス電話契約者又は最終利用者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定めるKDDIプライバシーポリシーが適用されます。

（注）KDDIプライバシーポリシーについて定めた当社のホームページは、次のとおりです。
https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/

（協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行）

第66条　一般ケーブルプラス電話契約者は、そのケーブルプラス電話接続回線から利用のあった協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係る料金又は工事に関する費用（その協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により定めるものに限ります。）について、その協定事業者の代理人として、当社より請求し、回収する取扱いを行うことを承諾していただきます。

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、当社は前項に定める取扱いを行いません。

（１）その申出をした一般ケーブルプラス電話契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）その一般ケーブルプラス電話契約者の申出について、協定事業者が承諾しないとき。

（３）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

３　第１項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その一般ケーブルプラス電話契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、その一般ケーブルプラス電話契約者に係る同項の取扱いを廃止します。

（事業者による電気通信サービスに係る料金の回収代行）

第67条　当社は、当社がこの約款の規定によりケーブルプラス電話契約者に請求することとしたケーブルプラス電話サービスに係る料金について、当社の代理人として、事業者（当社が別表４に定める事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

２　前項の規定により、事業者が請求した料金について、そのケーブルプラス電話契約者が事業者が定める支払期日を超えてもなおその事業者に支払わないときは、当社は、そのケーブルプラス電話契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

第68条　削除

（法令に関する規定）

第69条　ケーブルプラス電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記９から12までに定めるところによります。

（閲覧）
第70条　この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第13章　附帯サービス

（附帯サービス）
第71条　ケーブルプラス電話サービス等に関する附帯サービスの取扱いについては、別記５及び別記14から16並びに料金表第１（基本利用料）１（適用）の（２）欄に定めるところによります。

別記

１　ケーブルプラス電話サービスの提供区間

当社のケーブルプラス電話サービスは、下表の区間において提供します。

区　　分	提　　供　　区　　間
一般ケーブルプラス電話	（１）ケーブルプラス電話接続回線（自営電気通信設備が含まれる場合はこれを除きます。以下この表において同じとします。）の終端相互間 （２）ケーブルプラス電話接続回線の終端と相互接続点、外国、船舶局、船舶地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局との間 （３）ケーブルプラス電話接続回線の終端又は相互接続点と当社が設置し、又は設定する電気通信回線の終端（ケーブルプラス電話接続回線の終端を除きます。以下この欄において同じとします。）との間
特別ケーブルプラス電話	（１）ケーブルプラス電話接続回線の終端相互間 （２）ケーブルプラス電話接続回線の終端と相互接続点との間 （３）ケーブルプラス電話接続回線の終端又は相互接続点と当社が設置する電気通信回線の終端との間

２　ケーブルプラス電話契約者の地位の承継

（１）相続又は法人の合併若しくは分割によりケーブルプラス電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うケーブルプラス電話サービス取扱所に届け出ていただきます。

（２）（１）の場合において、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（３）当社は、（２）の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

３　ケーブルプラス電話契約者の氏名等の変更

（１）ケーブルプラス電話契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うケーブルプラス電話サービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらずケーブルプラス電話サービス取扱所に届出がないときは、第14条（当社が行う一般ケーブルプラス電話契約の解除）、第23条（ケーブルプラス電話サービスの利用中止）及び第24条（ケーブルプラス電話サービスの利用停止）その他この約款に規定する通知については、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

（２）ケーブルプラス電話契約者は、契約者連絡先電話番号（第８条（一般ケーブルプラス電話契約申込みの方法）、第18条の２（特別ケーブルプラス電話契約申込みの方法）又はこの約款の他の規定に基づき届出等のあったケーブルプラス電話契約者の連絡先の電話番号をいいます。以下同じとします。）につき、変更、廃止又は携帯電話番号ポータビリティ若しくは番号移行を伴う５Ｇデュアル、ＬＴＥデュアル、ｐｏｖｏ２．０通信サービス若しくはｐｏｖｏ１．０通信サービス又はＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ

若しくはＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスの利用の開始若しくはその契約の解約があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うケーブルプラス電話サービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらずケーブルプラス電話サービス取扱所にケーブルプラス電話契約者からの届出がないことを当社が知ったときは、その届出があったものとみなします。

（３）当社は、（１）又は（２）の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

４　ケーブルプラス電話契約者からのケーブルプラス電話接続回線の設置場所の提供等

（１）ケーブルプラス電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社又は協定事業者がケーブルプラス電話接続回線を設置するために必要な場所は、そのケーブルプラス電話契約者から提供していただきます。

（２）当社又は協定事業者がケーブルプラス電話契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、ケーブルプラス電話契約者から提供していただくことがあります。

（３）ケーブルプラス電話契約者は、ケーブルプラス電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社又は協定事業者の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

５　番号情報

（１）相互接続番号案内に必要な情報として、第61条（相互接続番号案内に係る番号情報の登録）に基づき定める番号情報データベースに登録する情報は、そのケーブルプラス電話契約者に係る当社が別に定める電気通信番号及び次の事項とします。

ア　ケーブルプラス電話契約者又はそのケーブルプラス電話契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち１

イ　ケーブルプラス電話契約者又はそのケーブルプラス電話契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち１

ウ　ケーブルプラス電話契約者に係るケーブルプラス電話接続回線の終端のある場所（ケーブルプラス電話契約者又はそのケーブルプラス電話契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社がケーブルプラス電話契約者に係るケーブルプラス電話接続回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めたときは、その請求のあった場所）

（２）削除

６　削除

７　削除

８　削除

９　自営端末設備の接続

（１）ケーブルプラス電話契約者は、そのケーブルプラス電話契約者に係るケーブルプラス電話接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのケーブルプラス電話接続回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第７号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第３条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第68条第１項に規定す

る登録認定機関又は事業法第72条の３第２項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

（２）当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ　その接続が電気通信事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

（３）当社は、（２）の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア　技術基準適合認定規則様式第７号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ　事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するとき。

（４）（３）の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

（５）ケーブルプラス電話契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第４条で定める種類の工事担任者格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第３条で定める場合は、この限りでありません。

（６）ケーブルプラス電話契約者がその自営端末設備を変更したときについても、（１）から（５）までの規定に準じて取り扱います。

（７）ケーブルプラス電話契約者は、そのケーブルプラス電話契約者に係るケーブルプラス電話接続回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10　自営端末設備に異常がある場合等の検査

（１）当社は、ケーブルプラス電話接続回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ケーブルプラス電話契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、ケーブルプラス電話契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第２項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

（２）（１）の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

（３）（１）の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、ケーブルプラス電話契約者は、その自営端末設備をケーブルプラス電話接続回線から取りはずしていただきます。

11　自営電気通信設備の接続

（１）ケーブルプラス電話契約者は、そのケーブルプラス電話契約者に係るケーブルプラス電話接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのケーブルプラス電話接続回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。

（２）当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ　その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第１項第２号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。

（３）当社は、（２）の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第１項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

（４）（３）の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

（５）ケーブルプラス電話契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
　ただし、工事担任者規則第３条で定める場合は、この限りでありません。
（６）ケーブルプラス電話契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、（１）から（５）までの規定に準じて取り扱います。
（７）ケーブルプラス電話契約者は、そのケーブルプラス電話契約者に係るケーブルプラス電話接続回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

12　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
　ケーブルプラス電話接続回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、10（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

13　当社の維持責任
　当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

14　時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス
（１）当社は、次により時報サービスを提供します。

区　　別	内　　容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	１１７

（２）削除
（３）当社が別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。

区　　別	内　　容	電気通信番号
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める音声通信について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	１７１

（４）時報サービスは、１の音声通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、６分経過後１２分までの間において、その音声通信を打ち切ります。

（注）14の（３）の「当社が別に定める協定事業者」は、ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社とします。

15　音声通信明細書の発行
（１）当社は、ケーブルプラス電話契約者から請求があったときは、音声通信明細書を発行します。
（２）一般ケーブルプラス電話契約者は、音声通信明細書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に規定する発行料の支払いを要します。

16　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
　当社は、ケーブルプラス電話契約の申込みをする者又はケーブルプラス電話契約者から要請があったときは、ケーブルプラス電話サービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定め

る事項について、手続きの代行を行います。

17　新聞社等の基準

区　　分	基　　準
１　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （１）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 （２）発行部数が、１の題号について8,000部以上であること。
２　放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
３　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

18　端末設備の提供

（１）料金表第１（基本利用料）１（適用）（１）欄に定めるタイプ２に係る一般ケーブルプラス電話契約者から請求があったときは、別表４（当社が別に定める事業者）２（タイプ２に係るもの）に定める事業者が別に定めるところにより、端末設備（ホームゲートウェイ機器等をいいます。以下同じとします。）を提供するものとします。

（２）端末設備の料金及び工事に関する費用等については、別表４（当社が別に定める事業者）２（タイプ２に係るもの）に定める事業者の契約約款等に定めるところによります。

料金表

通則

（料金等の設定）

１　ケーブルプラス電話サービスに係る基本利用料は、ケーブルプラス電話サービスの提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

２　ケーブルプラス電話サービスに係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

３　１及び２の規定にかかわらず、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りでありません。

（料金の計算方法）

４　当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、料金月に従って計算します。

５　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

６　当社は、月額料金、利用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。

　ただし、当社が必要と認めるときは、利用料について、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算することがあります。

７　当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区　　分	計　算　方　法
（１）（２）以外の料金	この料金表に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
（２）外国、特定衛星端末又は国際ネットワークとの音声通信に係る利用料	この料金表に定める額により行います。

（月額料金の日割）

８　月額料金の日割りは、次のとおりとします。

（１）当社は、次の場合には、ケーブルプラス電話サービスの月額料金（付加機能利用料を除きます。）をその利用日数に応じて日割りします。

ア　ケーブルプラス電話サービスの課金開始日が料金月の初日以外の日であったとき。

イ　料金月の末日以外の日に契約の解除があったとき。

ウ　ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。

エ　第38条（定額利用料の支払義務）第２項第３号の表の規定又は同条第３項第２号の表の規定に該当するとき。

オ　起算日の変更があったとき。

（２）前号ア及びイの規定にかかわらず、課金開始日の属する料金月と廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合については、月額料金の日割りを行いません。この場合において、当社は、当該料金月の月額料金の満額（前号ウからオの適用があるときは適用後の額とします。）を請求します。

（３）当社は、ケーブルプラス電話サービスに係る特定の付加機能については、月額料金の

日割りを行いません。ただし、第38条（定額利用料の支払義務）第２項第３号の表又は同条第３項第２号の表の規定に該当する場合はこの限りでありません。

（４）前号の月額料金について、当社は、その付加機能の課金開始日が属する料金月は無料とします。ただし、その付加機能の廃止があった料金月については、この限りでありません。

（注）８の第３号の「特定の付加機能」は、電気通信番号表示サービス、電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス、割込通話サービス、電気通信番号通信中表示サービス及び着信転送サービスとします。

９　８の規定による月額料金の日割りは、料金月の日数により行います。この場合において、第38条（定額利用料の支払義務）第２項第２号の表の１欄又は同条第３項第２号の表の１欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

（端数処理）

10　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

11　ケーブルプラス電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

12　料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

13　当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

（消費税相当額の加算）

14　第38条（定額利用料の支払義務）から第41条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

　ただし、外国、特定衛星端末又は国際ネットワークとの音声通信に係るものについては、この限りでありません。

（料金等の臨時減免）

15　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のケーブルプラス電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第１　基本利用料

１　適用

基本利用料の適用については、第38条（定額利用料の支払義務）及び第39条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>（１）回線種別の適用</td><td>ケーブルプラス電話サービスには、下記の回線種別があります。
<table>
<tr><th>回線種別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプ１</td><td>そのケーブルプラス電話接続回線につき、タイプ２以外のもの。</td></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>そのケーブルプラス電話接続回線につき、光ファイバーを利用したもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　タイプ１の場合において、当社の電気通信設備は、当社センター設備側の電気通信設備から保安器まで、及び当社が設置するケーブルプラス電話接続回線の終端装置とします。</td></tr>
</table>
（注）回線種別の認定は、当社が行います。</td></tr>
<tr><td>（２）定額利用料種別の適用</td><td>ア　ケーブルプラス電話サービスには、次の定額利用料種別があります。
<table>
<tr><th>種　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>プラン１</td><td>プラン２以外のもの</td></tr>
<tr><td>プラン２
（ケーブルプラス電話　定額あんしんパック）</td><td>１のケーブルプラス電話契約について、その１のケーブルプラス電話接続回線ごとに料金表第１（基本利用料）２（料金額）（１）に定める定額利用料（プラン２のものに限ります。）の支払いがあることを条件に、次のアからウの取扱いを行うもの
ア　第39条（利用料の支払義務）の規定にかかわらず、（10）欄の取扱いを行うこと。
イ　第38条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第２（付加機能利用料）２（料金額）イ、ウ、オ及びクに定める付加機能について、その付加機能利用料の支払いを要しないものとして提供すること。
ウ　当社が別途定める附帯サービス（当社は、その提供条件を変更することがあります。この場合には提供条件は、変更後の定めによります。）を提供すること。</td></tr>
</table>
イ　プラン２は、サービス取扱所として別表５に定める事業者が取り扱うケーブルプラス電話サービスに限り適用するものとします。
ウ　イの場合において、ケーブルプラス電話契約者は、あらかじめ定額利用料の料金種別を選択していただきます。
エ　イの場合において、ケーブルプラス電話契約者は、そのケーブル</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>プラス電話接続回線において定額利用料の料金種別の変更の請求（オの規定を満たすものに限り、回線種別の変更を伴うものを除きます。）をすることができます。
オ　イの場合において、ケーブルプラス電話サービスのケーブルプラス電話接続回線において定額利用料の料金種別の変更の請求をするときは、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。
カ　オに定める定額利用料の料金種別の変更の請求があった場合、当社は、料金表通則８第１号の規定にかかわらず、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による定額利用料を適用します。
キ　前６項の規定によるほか、当社は、法人名義のケーブルプラス電話接続回線について、プラン２の申込みを承諾しません。
ク　プラン２の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
ケ　ケーブルプラス電話契約者のケーブルプラス電話契約（プラン２のものに限ります。）の解除があったときは、プラン２に係る附帯サービスの提供も同時に終了します。</td></tr>
<tr><td>（３）削除</td><td></td></tr>
<tr><td>（４）ケーブルプラス電話サービスに係る非自動音声通信の種別</td><td>ア　非自動音声通信には、下表の種別があります。
<table>
<tr><th>種　　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>①　一般非自動音声通信</td><td>特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信</td></tr>
<tr><td>②　第１種本邦着信音声通信</td><td>外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（５）削除</td><td></td></tr>
<tr><td>（５）の２　利用料の特別取扱い</td><td>ケーブルプラス電話契約者は、この約款に定めるケーブルプラス電話サービス（一般ケーブルプラス電話に限ります。）のケーブルプラス電話接続回線又は当社のケーブルプラス光電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス光電話サービス（一般ケーブルプラス光電話に限ります。）のＦＴＴＨ接続回線若しくはケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービスのケーブルプラスホーム電話契約者回線への音声通信（別表６に規定する特定の電気通信サービスの電気通信回線への音声通信を含みます。）について、第39条（利用料の支払義務）の規定にかかわらず、利用料の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（６）ケーブルプラス電話サービスに係る通信時間の測定等</td><td>ア　自動音声通信の通信時間（電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うケーブルプラス電話サービス取扱所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの音声通信、相互接続番号案内に係る相互接続点への音声通信及び番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号（１１０、１１８又は１１９に限ります。）をダイヤルして行う音声通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとしま</td></tr>
</table>

す。）は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。

イ　非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。

区　　分	時　　刻
開始時刻	請求者の電話設備（音声通信の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻
終了時刻	当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻
備考　当社電話交換局が非自動音声通信を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、請求者が音声通信をすることを希望する場合に限って接続します。	

ウ　次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。

（ア）回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間

（イ）回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、２（料金額）に規定する秒数又は秒数に満たない端数の通信時間

エ　ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。

（ア）音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通信ができなかったとき。

　ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りでありません。

（イ）ケーブルプラス電話接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのケーブルプラス電話接続回線に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。

（ウ）地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。

オ　電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責

	めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告してください カ　当社は、オの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。 キ　オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた当社電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、当社電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。 ク　オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して６か月以内に限り、申告に応じ、カ又はキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。
（７）当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 　把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。 （ア）過去２か月以上の実績を把握することができる場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （イ）過去２か月間の実績を把握することができない場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の利用料又は故障等の回復後の７日間における１日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
（８）削除	
（９）契約者連絡先電話番号がａｕ携帯電話番号であった場合における利用料の減額（ａｕまとめトーク）	ア　当社は、その料金月の当社が別に定める日において、（ア）に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、（イ）に定める割引対象に係る料金等のうち（ウ）に定める割引額を減額することとします。 （ア）割引判定条件 ①　契約者連絡先電話番号が、モバイル約款（当社及び沖縄セルラー電話株式会社のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ契約約款及びＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービス契約約款並びにｐｏｖｏ２．０通信サービス契約約款を除きます。以下この（ア）に

おいて同じとします。）に定める５Ｇデュアル、ＬＴＥデュアル又はｐｏｖｏ１．０通信サービス（モバイル約款の規定に基づき、その利用の一時休止を行っているもの及びその利用を停止しているものを除きます。以下この（９）欄において同じとします。）の契約者回線に係るものであること。

② 契約者連絡先電話番号に係る契約者回線の契約者名義が、一般ケーブルプラス電話契約の契約者名義と同一であること、又はその契約者回線の契約者が当社に届け出ている住所が、一般ケーブルプラス電話契約者の住所若しくは居所と同一であること。

③ 契約者連絡先電話番号について、別記３（２）に定める届出がされていること。

④ ①に定める契約者回線が、そのケーブルプラス電話契約者以外の者（そのケーブルプラス電話契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものでないこと。

（イ）割引対象

料金表第１（基本利用料）２（料金額）に定める利用料

（ウ）割引額

① この約款に定める一般ケーブルプラス電話のケーブルプラス電話接続回線及び当社のケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話のＦＴＴＨ接続回線、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービスのケーブルプラスホーム電話契約者回線、ＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービスのＦＴＴＨ接続回線、ブロードバンド通信サービス契約約款に定める電話（Ｋ）サービスの５Ｇ契約回線、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びａｕオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、イントラネットＩＰ電話サービス契約約款に定める一般イントラネットＩＰ電話サービスのイントラネットＩＰ電話利用回線、マンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線、ＷｅｂｅｘＣａｌｌｉｎｇサービス契約約款に定めるＷｅｂｅｘＣａｌｌｉｎｇサービスの特定装置接続回線及びクラウドコーリングサービス契約約款に定めるクラウドコーリングサービスの特定装置接続回線への音声通信（協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービスのＦＴＴＨ接続回線への音声通信並びに協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の電気通信回線への音声通信に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料

② 当社が別に定める音声通信番号への音声通信（その音声通信番号に係る事業者が当社であるものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料

<table>
<tr>
<td></td>
<td>③　モバイル約款に定める５Ｇサービス、ＬＴＥサービス、ｐｏｖｏ２．０通信サービス及びｐｏｖｏ１．０通信）サービス並びにＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ及びＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスの契約者回線への音声通信に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料
イ　一般ケーブルプラス電話契約者（特定事業者に限ります。以下この欄において同じとします。）は、アの規定において、そのケーブルプラス電話接続回線に係る特定電話契約を締結している者の電話番号、氏名及び住所を、一般ケーブルプラス電話契約者のものとみなして届け出ることができるものとします。
ウ　当社は、一般ケーブルプラス電話契約者が、イの規定において、そのケーブルプラス電話接続回線に係る特定電話契約を締結している者の電話番号、氏名及び住所を届け出たときは、アの規定並びに当社及び沖縄セルラー電話株式会社が定める他の契約約款等の規定（その特定電話契約を締結している者が利用する電話サービス等において必要なものに限ります。）において、これを一般ケーブルプラス電話契約者のものとみなして取り扱うことがあります。</td>
</tr>
<tr>
<td>（10）プラン２（ケーブルプラス電話　定額あんしんパック）の契約者回線に係る利用料の適用</td>
<td>ア　（２）欄に定める定額利用料種別のうちプラン２の適用を受けているケーブルプラス電話契約者は、２（料金額）の規定にかかわらず、そのケーブルプラス電話接続回線からの音声通信（同２（２）（利用料）イからエまでに定める音声通信、株式会社ＮＴＴドコモが提供するワイドスター通信サービス（同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）の電気通信回線への音声通信及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このアにおいて同じとします。）に関する料金の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。
<table>
<tr><th colspan="2">支払いを要しない料金</th></tr>
<tr><td>（ア）（イ）以外の音声通信</td><td>そのケーブルプラス電話接続回線からの音声通信に関する料金（（６）欄の規定により測定した通信時間がその音声通信を開始した時点から１０分以内の部分に係るものに限ります。）</td></tr>
<tr><td>（イ）当社が別に定める電気通信番号を使用して行う音声通信</td><td>そのケーブルプラス電話接続回線からの音声通信に関する料金</td></tr>
</table>
イ　当社は、アに定める定額利用料の料金種別の適用を受けているケーブルプラス電話接続回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アに定める取扱い並びにこの約款に定める利用料等の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。
（ア）第24条（ケーブルプラス電話サービスの利用停止）第１項第３号及び第４号に該当するとき。
（イ）第55条（利用に係るケーブルプラス電話契約者の義務）第１項に反するとき。</td>
</tr>
</table>

	（ウ）当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為があるとき。 （エ）そのケーブルプラス電話接続回線以外の電気通信回線に着信のあった音声通信を他の電気通信回線に転送する等により、そのケーブルプラス電話接続回線を使用して他人の通信を媒介したとき。 （オ）特定の相手先への音声通信を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はそのおそれがあるとき。 （カ）そのケーブルプラス電話契約者からエに定める協力を得られないとき。 （キ）そのケーブルプラス電話接続回線からの音声通信が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスを利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）をダイヤルして行われたものであるとき。 （ク）そのケーブルプラス電話接続回線からの音声通信が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。 （ケ）そのケーブルプラス電話接続回線からの音声通信が、音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するものであるとき。 （コ）通信の伝送設備に妨害を与える行為があるとき。 （サ）１の料金月においてアに定める音声通信が５００を超え、ケーブルプラス電話サービスの一般的利用に比して著しく異なる利用があり、それにより、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき。 （シ）その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。 ウ　当社は、アに定める定額利用料の料金種別の適用を受けているケーブルプラス電話接続回線について、イに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って当社が別に定める定額利用料の料金種別への変更を行うことができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、ケーブルプラス電話契約者はその料金種別の変更を請求することができないものとします。 エ　当社は、イに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、ケーブルプラス電話契約者は、その調査等に協力していただきます。 オ　ケーブルプラス電話契約者は、当社がエに定める調査等を行うにあたり、そのケーブルプラス電話接続回線に係る音声通信の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。 カ　当社は、アに定める定額利用料の料金種別の適用を受けているケーブルプラス電話接続回線について、１の料金月においてアに定める音声通信がまったく行われなかった場合においても、その料金月における定額利用料の支払いを要します。

２　料金額

（１）定額利用料　　１ケーブルプラス電話接続回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
利用料（プラン１）	税抜額１，４９０円（税込額１，６３９円）
利用料（プラン２）	税抜額２，３００円（税込額２，５３０円）

（２）利用料

ア　イ、ウ及びエ以外のもの

（ア）（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（カ）以外のもの

区　　分		料　　金　　額 （３分までごとに）
利用料	同一の都道府県に終始するもの	税抜額８．０円（税込額８．８円）
	上記以外のもの	税抜額１５．０円（税込額１６．５円）

（イ）携帯電話サービスに係る電気通信回線へのもの

区　　分	料　　金　　額 （６０秒までごとに）
当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係るもの（副回線通信サービスに係るものを除きます。）	税抜額１５．５円（税込額１７．０５円）
上記以外のもの	税抜額１６．０円（税込額１７．６円）

（ウ）削除

（エ）衛星電話サービスに係る電気通信回線へのもの

区　　分	料　　金　　額 （３０秒までごとに）
利用料	税抜額１６１円（税込額１７７．１円）

（オ）別記14（３）に定める災害用伝言ダイヤルサービスに係るもの

区　　分	料　　金　　額 （６０秒までごとに）
利用料	税抜額８．０円（税込額８．８円）

（カ）番号規則別表第６号に定める電気通信番号に係るもの

区　　分	料　　金　　額 （１８０秒までごとに）
利用料	税抜額１０．０円（税込額１１．０円）

イ　外国との音声通信に係るもの（ウ及びエに係るものを除きます。）

（ア）自動音声通信（外国への発信に係るものに限ります。）

利用料

区　　分	料　　金　　額 （１分までごとに）
アジア１	３０円
アジア２	３０円
アジア３	４５円
アジア４	６３円
アジア５	７２円
アジア６	７７円
アジア７	１０５円
アジア８	１０７円
アジア９	１１３円
アジア１０	１２７円
アジア１１	１３０円
アジア１２	１５３円
アジア１３	１５９円
アジア１４	２１３円
アジア１５	２２７円
アジア１６	３５円
アジア１７	６０円
アフリカ１	１２８円
アフリカ２	１８０円
アフリカ３	２５７円
アメリカ１	９円
アメリカ２	１５円
アメリカ３	７８円
アメリカ４	１５７円

アメリカ５	１１３円
アメリカ６	１５９円
アメリカ７	３０円
アメリカ８	１０５円
アメリカ９	１１５円
アメリカ１０	２３０円
オセアニア１	５７円
オセアニア２	９円
オセアニア３	５０円
オセアニア４	７２円
オセアニア５	８０円
オセアニア６	１１２円
オセアニア７	１６０円
ヨーロッパ1	２０円
ヨーロッパ2	４２円
ヨーロッパ3	９２円
ヨーロッパ4	１０２円
ヨーロッパ5	１４２円
ヨーロッパ6	２０３円
備考　各区分における取扱地域等は、別表２に定めるところによります。 （注）外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。	

（イ）非自動音声通信に係るもの

区　　分	料　　金　　額	
	最初の３分まで	超過１分までごとに
非自動音声通信	２，１６０円	４６０円
備考　非自動音声通信における取扱地域等は、別表２に定めるところによります。		

ウ　特定衛星端末との音声通信に係るもの

（ア）自動音声通信（特定衛星端末への発信に係るものに限ります。）

利用料

区　　分	料　　金　　額 （１分までごとに）
特定衛星端末１	２７３円
特定衛星端末２	３７８円
特定衛星端末３	２１０円
特定衛星端末４	６８６円
備考　各区分における取扱地域等は、別表２に定めるところによります。 （注）外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。	

（イ）非自動音声通信

区　　分	料　　金　　額	
	最初の３分まで	超過１分までごとに
非自動音声通信	２，１６０円	４６０円
備考　非自動音声通信における取扱地域等は、別表２に定めるところによります。		

エ　国際ネットワークとの音声通信に係るもの

（ア）自動音声通信（国際ネットワークへの発信に係るものに限ります。）

利用料

区　　分	料　　金　　額 （１分までごとに）
国際ネットワーク１	２０円
国際ネットワーク２	９２円
備考　各区分における取扱地域等は、別表２に定めるところによります。	

（イ）非自動音声通信

区　　分	料　　金　　額	
	最初の３分まで	超過１分までごとに
非自動音声通信	２，１６０円	４６０円
備考　非自動音声通信における取扱地域等は、別表２に定めるところによります。		

第２　付加機能利用料

１　適用

付加機能利用料の適用については、第38条（定額利用料の支払義務）及び第39条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>特定の付加機能の同時利用に係る付加機能利用料の減額適用
（オプションお得パック）</td><td>当社は、ケーブルプラス電話契約者が次の（ア）から（エ）に定める全ての付加機能について、その付加機能利用料の支払いを要するときは、その支払いを要する付加機能利用料の合計額から次表に定めるオプションお得パック割引額を減額する取扱いを行います。
（ア）電気通信番号表示サービス
（イ）電気通信番号通知要請サービス、
（ウ）割込通話サービス
（エ）電気通信番号通信中表示サービス
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>単　　位</th><th>割　引　額</th></tr>
<tr><td>オプションお得パック割引額</td><td>１ケーブルプラス電話接続回線ごとに月額</td><td>税抜額500円
（税込額550円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考
オプションお得パック割引額は、料金表通則８第３号その他の規定において、月額料金に準じて取り扱います。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

２　料金額

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>単　　位</th><th>料　金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ア　発信電気通信番号非通知サービス</td><td>本サービスの利用の請求をしたケーブルプラス電話契約者に係るケーブルプラス電話接続回線から行う音声通信（番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号１１０、１１８又は１１９に限ります。）をダイヤルして行う音声通信その他当社が別に定める方法により行う音声通信を除きます。）について、そのケーブルプラス電話契約に係る電気通信番号を着信先へ通知しないようにするもの</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2">（ア）本サービスの利用に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">イ　電気通信番号表示サービス</td><td colspan="2">本サービスの利用の請求をしたケーブルプラス電話契約者がそのケーブルプラス電話契約に係るケーブルプラス電話接続回線へ通知される発信電気通信番号を端末設備を利用して表示することができるようにするもの
（定額利用料）</td><td>１ケーブルプラス電話接続回線ごとに月額</td><td>税抜額400円
（税込額440円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）本サービスは、一般ケーブルプラス電話契約者に限り提供します。
（イ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
（ウ）当社は、本サービスを利用しているケーブルプラス電話契約者（以下「電気通信番号表示サービス利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のウ欄又はク欄に掲げる追加サービスを提供します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ウ　電気通信番号通知要請サービス</td><td colspan="2">ケーブルプラス電話契約に係るケーブルプラス電話接続回線へ発信電気通信番号が通知されない音声通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの
（定額利用料）</td><td>１ケーブルプラス電話接続回線ごとに月額</td><td>税抜額200円
（税込額220円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）本サービスは、電気通信番号表示サービス利用者に限り提供します。
（イ）当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する音声通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その音声通信を打ち切ります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">エ　迷惑電話拒絶サービス</td><td colspan="2">本サービスの利用の請求をしたケーブルプラス電話契約者が自営端末設備からの登録操作等により、あらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの
（定額利用料）</td><td>１ケーブルプラス電話接続回線ごとに月額</td><td>税抜額700円
（税込額770円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）本サービスは、一般ケーブルプラス電話契約者（特定事業者に限ります。）に限り提供します。
（イ）当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する音声通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その音声通信を打ち切ります。
（ウ）当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">オ　割込通話サービス</td><td colspan="2">通信中に他から着信があることを知らせ、そのケーブルプラス電話接続回線に接続されている端末設備のフックボタン等の操作により、現に通信中の音声通信を保留し、その着信に応答して音声通信を行った後再び保留中の音声通信を行うことができるようにするもの
（定額利用料）</td><td>１ケーブルプラス電話接続回線ごとに月額</td><td>税抜額300円
（税込額330円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）　本サービスは、一般ケーブルプラス電話契約者に限り提供します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">カ　特定音声通信発信規制サービス</td><td colspan="2">本サービスの利用の請求をしたケーブルプラス電話契約者がそのケーブルプラス電話契約に係るケーブルプラス電話接続回線から発信する、当社が別に定める音声通信を行うことができないようにするもの</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）本サービスは、一般ケーブルプラス電話契約者に限り提供します。
（イ）当社は、そのケーブルプラス電話契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。
（ウ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td>キ　削除</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">ク　電気通信番号通信中表示サービス</td><td colspan="2">ケーブルプラス電話契約（割込通話サービスを利用しているものに限ります。）に係るケーブルプラス電話接続回線へ通知される電気通信番号を通信中に端末設備を利用して表示することができるようにするもの
（定額利用料）</td><td>１ケーブルプラス電話契約ごとに月額</td><td>税抜額100円
（税込額110円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）本サービスは、電気通信番号表示サービスと割込通話サービスの両方を利用している場合に限り提供します。
（イ）本サービスを利用する場合、通信の利用状況によっては、電気通信番号を表示できない場合があります。
（ウ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">ケ　番号ポータビリティサービス</td><td colspan="2">事業法第50条に定める番号ポータビリティ（番号規則別表第１号に規定する電気通信番号に係るものに限ります。）を利用することができるようにするもの</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）削除
（イ）当社は、特別ケーブルプラス電話契約者がケーブルプラス電話接続回線の終端の場所を変更した場合には、この機能を廃止することがあります。
（ウ）協定事業者の定めるところによりこの機能の提供を行うことが困難である場合には、当社は、この機能の提供を行わないことがあります。
（エ）当社は、本サービスの提供のため必要があるときは、協定事業者との間でケーブルプラス電話契約者の氏名、住所、電気通信番号等の情報の授受を行うことがあります。
（オ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">コ　着信転送サービス</td><td colspan="2">ケーブルプラス電話契約に係るケーブルプラス電話接続回線に着信する音声通信を、自動的に他の電気通信回線等（当社が別に定めるものに限ります。以下このコにおいて同じとします。）に転送することができるようにする機能
（定額利用料）</td><td>１ケーブルプラス電話接続回線ごとに月額</td><td>税抜額500円
（税込額550円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）本サービスは、一般ケーブルプラス電話契約者に限り提供します。
（イ）他の電気通信回線等から転送されて、本サービスが適用されているケーブルプラス電話接続回線に着信する音声通信を、他の電気通信回線等へ転送することはできません。
（ウ）電気通信番号通知要請サービス又は迷惑電話拒絶サービスが適用されている場合は、両サービスの処理が本サービスの処理より優先します。
（エ）本サービスに係る音声通信については、発信者から本サービスを利用しているケーブルプラス電話接続回線への音声通信と本サービスを利用しているケーブルプラス電話接続回線から転送先の電気通信回線等への音声通信の２の音声通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。
（オ）本サービスを利用する場合において、転送が２回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。
（カ）本サービスを利用する場合、発信者の電気通信番号が転送先に通知される場合があります。
（キ）当社は、本サービスに係る転送先から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。
（ク）当社は、利用の一時中断を行っているケーブルプラス電話接続回線に本サービスを提供している場合であって、そのケーブルプラス電話接続回線の設置場所の利用について家主等から異議の申立があり、必要と認めるときは、一般ケーブルプラス電話契約者にそのケーブルプラス電話接続回線の設置場所の変更を要請するものとし、一般ケーブルプラス電話契約者がその要請に応じないと認めるときは、本サービスの利用を中止することがあります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（ケ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
（コ）当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
（サ）料金表第１（基本利用料）に定める定額利用料種別プラン２の申込みをし、その承諾を受けた一般ケーブルプラス電話契約者が本サービスの提供を請求したときは、本サービスに係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、その支払いを要しません。
（シ）第22条（付加機能の提供）ただし書きの定めにより着信転送サービスの提供について請求があったものとみなして取り扱われた一般ケーブルプラス電話契約者については、当該一般ケーブルプラス電話契約者から着信転送サービスの利用の申出があるまでは、着信転送サービスに係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、その支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">サ　迷惑電話自動ブロック</td><td colspan="2">ケーブルプラス電話契約者が自営端末設備からの登録操作等により、あらかじめ指定した特定の電気通信番号又は迷惑電話発信番号リスト（トビラシステムズ株式会社から提供を受けた振り込め詐欺、電話勧誘販売、投資詐欺、ワン切りその他の電話を受けた相手に精神的又は経済的負担を与える結果となる可能性がある電話（以下「迷惑電話」といいます。）の発信に係る電気通信番号のリストをいいます。以下同じとします。）に登録された電気通信番号（そのケーブルプラス電話契約者から着信を希望する旨の指定があったものを除きます。）からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）本サービスは、当社が別に定める事項に同意いただいた一般ケーブルプラス電話契約者に限り提供します。
（イ）当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する音声通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その音声通信を打ち切ります。
（ウ）本サービスを利用する一般ケーブルプラス電話契約者は、本サービスの利用を終了するときは、そのことを当社に通知していただきます。
（エ）当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。
（オ）その他、本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

注　（ア）の当社が別に定める事項は、このサ欄の規定のほか別表７に定めるとおりとします。</td></tr>
</table>

第３　相互接続番号案内料

１　適用

相互接続番号案内料の適用については、第39条の２（相互接続番号案内料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区　　分	内　　容
（１）相互接続番号案内料の設定	相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
（２）相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
（３）その他の取扱い	相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取り扱います。

２　料金額

区　　分	単　　位	料　金　額
相互接続番号案内料	１電気通信番号ごとに	税抜額400円 （税込額440円）

第４　手続きに関する料金及び工事費

１　２以外のもの

（１）適用

ケーブルプラス電話サービスに係る手続きに関する料金及び工事費の適用については、第40条（手続きに関する料金の支払義務）及び第41条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工　事　費　の　適　用	
ア　契約料の適用	契約料は、ケーブルプラス電話契約の手続きを要する場合に適用します。
イ　電気通信番号の変更に係る工事費	電気通信番号の変更に係る工事費は、電気通信番号の変更を行う場合に適用します。
ウ　プラン登録手数料の適用	プラン登録手数料は、料金表第１（基本利用料）１（適用）の（２）欄に定めるプラン２の申込手続きを要する場合に適用します。
備考 終端等工事の実施条件、費用等については、別表４に定める事業者がその契約約款等において定めるところによります。	

（２）手続きに関する料金及び工事費の額

区　　分	単　　位	料金又は工事費の額

ア　契約料	１ケーブルプラス電話接続回線ごと	無料
イ　電気通信番号の変更に係る工事費	電気通信番号及び追加番号１番号ごと	税抜額2,000円 （税込額2,200円）
ウ　プラン登録手数料	１ケーブルプラス電話接続回線ごと	税抜額3,000円 （税込額3,300円）
備考 （ア）ケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、その課金開始日の属する料金月から起算して２ヶ月間、イに掲げる費用について、その支払いを要しません。 （イ）ケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約と同時に料金表第１（基本利用料）の（２）欄に定める定額利用料種別がプラン２の申込みをし、その承諾を受けたときは、ウに掲げる手数料について、その支払いを要しません。		

２　付加機能に係るもの

（１）適用

付加機能に係る工事費の適用については、第41条（工事費の支払義務）の規定によります。

（２）工事費の額

区　　分	単　位	工事費の額
ア　削除	削除	削除
イ　削除	削除	削除
ウ　削除	削除	削除
エ　削除	削除	削除
オ　番号ポータビリティサービス	１電気通信番号ごと	無料
備考 削除		

第５　附帯サービスに関する料金等

１　削除

２　音声通信明細書の発行料

（１）適用

音声通信明細書の発行料の適用については、別記15（音声通信明細書の発行）の規定のとおりとします。

（２）料金額

区　　分	単　　位	料　金　額
発行料	１発行ごと	税抜額200円 （税込額220円）

第６　電話ユニバーサルサービス料

１　適用

電話ユニバーサルサービス料の適用については、第38条の２（電話ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話ユニバーサルサービス料の適用	ア　電話ユニバーサルサービス料は１の一般ケーブルプラス電話に係る電気通信番号ごとに適用します。 イ　電話ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ　その料金月の末日にケーブルプラス電話サービスの提供の開始があったとき又は接続休止をしているときは、第38条の２の規定にかかわらず、その料金月における電話ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 エ　電話ユニバーサルサービス料については、日割は行いません。

２　料金額

区　　分	単　　位	料　金　額
電話ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに月額	電話ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話ユニバーサルサービス料」の額

（注）電話ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/

第７　電話リレーサービス料

１　適用

電話リレーサービス料の適用については、第38条の３（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	ア　電話リレーサービス料は１の一般ケーブルプラス電話に係る電気通信番号ごとに適用します。 イ　電話リレーサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ　その料金月の末日にケーブルプラス電話サービスの提供の開始があったとき又は接続休止をしているときは、第38条の３の規定にかかわらず、その料金月における電話リレーサービス料の支払いを要しません。 エ　電話リレーサービス料については、日割は行いません。

２　料金額

区　　分	単　　位	料　金　額
電話リレーサービス料	１電気通信番号ごとに月額	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

（注）電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。
https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/

別表１　削除

別表２　外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等

１　自動音声通信

区　　分	取　扱　地　域
アジア１	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア２	台湾
アジア３	インドネシア共和国、タイ王国
アジア４	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア５	マカオ
アジア６	モンゴル国
アジア７	インド
アジア８	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア９	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプラス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア１０	東ティモール
アジア１１	朝鮮民主主義人民共和国
アジア１２	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア１３	イエメン共和国
アジア１４	アフガニスタン・イスラム国
アジア１５	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア１６	フィリピン共和国
アジア１７	マレーシア
アフリカ１	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エスワティニ王国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、

	マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ２	アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ３	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国
アメリカ１	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
アメリカ２	カナダ
アメリカ３	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国
アメリカ４	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ５	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット
アメリカ６	バハマ国
アメリカ７	ブラジル連邦共和国
アメリカ８	ペルー共和国
アメリカ９	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ１０	フォークランド諸島
オセアニア１	グアム、サイパン
オセアニア２	ハワイ
オセアニア３	オーストラリア
オセアニア４	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア５	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦

オセアニア６	マーシャル諸島共和国
オセアニア７	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウェ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ１	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ２	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ３	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ４	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ５	コソボ共和国、トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ６	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
特定衛星端末１	スラーヤー
特定衛星端末２	イリジウム
特定衛星端末３	インマルサット（６４ｋｂｐｓのＡｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合を除きます。）
特定衛星端末４	インマルサット（６４ｋｂｐｓのＡｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合に限ります。）
国際ネットワーク１	Ｏｒａｎｇｅ　Ｓ．Ａ．の国際ネットワークに係る地域
国際ネットワーク２	Ｔｒａｎｓａｔｅｌの国際ネットワークに係る地域

２　非自動音声通信

区　　分	取　扱　地　域

アジア１	【大韓民国】
アジア２	香港、【マカオ】
アジア３	【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】
アジア４	【台湾】
アジア５	【シンガポール共和国】
アジア６	【フィリピン共和国】
アジア７	【インドネシア共和国】、【タイ王国】、ブルネイ・ダルサラーム国、【マレーシア】、東ティモール
アジア８	【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国
アジア９	朝鮮民主主義人民共和国
アジア１０	インド
アジア１１	【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国
アジア１２	【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン、カタール国、キプラス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国
アジア１３	アフガニスタン・イスラム協和国
アフリカ１	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ２	ディエゴ・ガルシア

アフリカ３	西サハラ
アメリカ１	【アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）】、【アラスカ】
アメリカ２	【カナダ】
アメリカ３	サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】
アメリカ４	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領バージン諸島】、マティニク、モンセラット
アメリカ５	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
アメリカ６	ブラジル連邦共和国
アメリカ７	【ペルー共和国】
アメリカ８	【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ協同共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、ボリビア共和国
オセアニア１	【グアム】、【サイパン】
オセアニア２	【ハワイ】
オセアニア３	【オーストラリア】
オセアニア４	【ニュージーランド】
オセアニア５	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウェ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、バヌアツ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
オセアニア６	【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】
オセアニア７	ウェーキ島、ミッドウェー
ヨーロッパ１	【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】
ヨーロッパ２	アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナコ公国】

ヨーロッパ３	【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】
ヨーロッパ４	アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、【ポルトガル共和国】、【マディラ諸島】、マルタ共和国
ヨーロッパ５	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、コソボ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】
特定衛星端末１	スラーヤー
特定衛星端末２	イリジウム
特定衛星端末３	インマルサット（６４ｋｂｐｓのＡｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合を除きます。）
特定衛星端末４	インマルサット（６４ｋｂｐｓのＡｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合に限ります。）
国際ネットワーク１	Ｏｒａｎｇｅ　Ｓ．Ａ．の国際ネットワークに係る地域
国際ネットワーク２	Ｔｒａｎｓａｔｅｌの国際ネットワークに係る地域
備考 【　】は第１種本邦着信音声通信の取扱地域をいいます。	

別表３　削除

別表４　当社が別に定める事業者

１　回線種別としてタイプ１を扱うもの

事　業　者　の　名　称
株式会社アイ・キャン 株式会社アイ・シー・シー 株式会社明石ケーブルテレビ 株式会社秋田ケーブルテレビ 株式会社あさがおテレビ 旭川ケーブルテレビ株式会社 あづみ野テレビ株式会社 株式会社アドバンスコープ 伊賀上野ケーブルテレビ株式会社 諫早ケーブルメディア株式会社 株式会社伊豆急ケーブルネットワーク 株式会社いちはらケーブルテレビ 株式会社一関ケーブルネットワーク イッツ・コミュニケーションズ株式会社 伊那ケーブルテレビジョン株式会社 今治シーエーティーブィ株式会社 射水ケーブルネットワーク株式会社 入間ケーブルテレビ株式会社 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ 宇都宮ケーブルテレビ株式会社 株式会社エヌ・シィ・ティ 株式会社愛媛ＣＡＴＶ エルシーブイ株式会社 株式会社大垣ケーブルテレビ おおむらケーブルテレビ株式会社 岡山ネットワーク株式会社 沖縄ケーブルネットワーク株式会社 おりべネットワーク株式会社 金沢ケーブル株式会社 鹿沼ケーブルテレビ株式会社 株式会社キャッチネットワーク 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 一般財団法人研究学園都市コミュニティケーブルサービス 株式会社倉敷ケーブルテレビ グリーンシティコム株式会社 株式会社Ｇｏｏｌｉｇｈｔ Ｋビジョン株式会社 ＫＢＮ株式会社 株式会社ケーブルテレビ可児 株式会社ケーブルテレビ品川 株式会社ケーブルテレビ富山 株式会社ケーブルメディアワイワイ

株式会社ケーブルワン
株式会社広域高速ネット二九六
株式会社コミュニティテレビこもろ
さかいケーブルテレビ株式会社
佐賀シティビジョン株式会社
佐野ケーブルテレビ株式会社
株式会社ＣＲＣＣメディア
株式会社ＣＡＣ
シーシーエヌ株式会社
ＣＣＮｅｔ株式会社
ＣＴＢメディア株式会社
株式会社ＪＷＡＹ株式会社
シティーケーブル周南
湘南ケーブルネットワーク株式会社
スターキャット株式会社
仙台ＣＡＴＶ株式会社
株式会社ＺＴＶ
多摩ケーブルネットワーク株式会社
株式会社多摩テレビ
知多メディアスネットワーク株式会社
株式会社中海テレビ放送
株式会社ちゅピＣＯＭ
テレビ小山放送株式会社
株式会社テレビ岸和田
株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
東京ケーブルネットワーク株式会社
東京ベイネットワーク株式会社
株式会社トコちゃんねる静岡
豊島ケーブルネットワーク株式会社
となみ衛星通信テレビ株式会社
豊橋ケーブルネットワーク株式会社
株式会社長崎ケーブルメディア
株式会社新川インフォメーションセンター
西尾張シーエーティーヴィ株式会社
日本海ケーブルネットワーク株式会社
株式会社ニューメディア
株式会社八戸テレビ放送
浜松ケーブルテレビ株式会社
ＢＡＮ－ＢＡＮネットワークス株式会社
ＢＴＶ株式会社
東松山ケーブルテレビ株式会社
株式会社ひまわりてれび
ひまわりネットワーク株式会社
姫路ケーブルテレビ株式会社
福井ケーブルテレビ株式会社
株式会社ベイ・コミュニケーションズ
三河湾ネットワーク株式会社
宮城ケーブルテレビ株式会社

宮崎ケーブルテレビ株式会社
山口ケーブルビジョン株式会社
ＹＯＵテレビ株式会社
横浜ケーブルビジョン株式会社
わたらせテレビ株式会社
蕨ケーブルビジョン株式会社
別表６に定める事業者（ケーブルプラス電話接続回線に係る電気通信回線設備を設置する者に限ります。）

２　回線種別としてタイプ２を扱うもの

事　業　者　の　名　称
株式会社アイ・キャン 株式会社あいコムこうか 株式会社アイ・シー・シー 青森ケーブルテレビ株式会社 株式会社明石ケーブルテレビ 株式会社秋田ケーブルテレビ 株式会社あさがおテレビ 旭川ケーブルテレビ株式会社 厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社 あづみ野テレビ株式会社 株式会社アドバンスコープ 有田ケーブル・ネットワーク株式会社 伊賀上野ケーブルテレビ株式会社 諫早ケーブルメディア株式会社 株式会社伊豆急ケーブルネットワーク 出雲ケーブルビジョン株式会社 株式会社いちはらケーブルテレビ 株式会社一関ケーブルネットワーク イッツ・コミュニケーションズ株式会社 伊那ケーブルテレビジョン株式会社 井原放送株式会社 今治シーエーティーブィ株式会社 伊万里ケーブルテレビジョン株式会社 射水ケーブルネットワーク株式会社 入間ケーブルテレビ株式会社 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ 株式会社上田ケーブルビジョン 宇都宮ケーブルテレビ株式会社 株式会社エコーシティー・駒ケ岳 株式会社エヌ・シィ・ティ 株式会社愛媛ＣＡＴＶ エルシーブイ株式会社 株式会社大垣ケーブルテレビ おおむらケーブルテレビ株式会社 岡山ネットワーク株式会社 沖縄ケーブルネットワーク株式会社 株式会社帯広シティーケーブル 株式会社御前崎ケーブルテレビ おりべネットワーク株式会社 笠岡放送株式会社 金沢ケーブル株式会社 鹿沼ケーブルテレビ株式会社 上婦負ケーブルテレビ株式会社 河口湖有線テレビ放送有限会社 株式会社キャッチネットワーク 九州テレ・コミュニケーションズ株式会社

峡東ケーブルネット株式会社
近鉄ケーブルネットワーク株式会社
グリーンシティコム株式会社
株式会社Ｇｏｏｌｉｇｈｔ
株式会社倉敷ケーブルテレビ
一般財団法人研究学園都市コミュニティケーブルサービス
株式会社ＫＣＮ京都
Ｋビジョン株式会社
ＫＢＮ株式会社
ケーブルテレビ株式会社
株式会社ケーブルテレビ可児
株式会社ケーブルテレビ品川
株式会社ケーブルテレビ富山
株式会社ケーブルネット鈴鹿
株式会社ケーブルメディアワイワイ
株式会社ケーブルワン
株式会社広域高速ネット二九六
こしの都ネットワーク株式会社
さかいケーブルテレビ株式会社
佐賀シティビジョン株式会社
佐野ケーブルテレビ株式会社
山陰ケーブルビジョン株式会社
株式会社ＣＡＣ
株式会社シー・ティー・ワイ
シーシーエヌ株式会社
ＣＣＮｅｔ株式会社
ＣＴＢメディア株式会社
株式会社ＪＷＡＹ
株式会社シティーケーブル周南
湘南ケーブルネットワーク株式会社
上越ケーブルビジョン株式会社
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
スターキャット株式会社
仙台ＣＡＴＶ株式会社
株式会社ＺＴＶ
高岡ケーブルネットワーク株式会社
多摩ケーブルネットワーク株式会社
玉島テレビ放送株式会社
株式会社多摩テレビ
株式会社ＴＡＭ
知多半島ケーブルネットワーク株式会社
知多メディアスネットワーク株式会社
株式会社中海テレビ放送
銚子テレビ放送株式会社
テレビ小山放送株式会社
株式会社テレビ岸和田
株式会社テレビ小松
株式会社テレビ津山

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
株式会社ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク
東京ケーブルネットワーク株式会社
東京ベイネットワーク株式会社
株式会社トコちゃんねる静岡
となみ衛星通信テレビ株式会社
豊橋ケーブルネットワーク株式会社
株式会社長崎ケーブルメディア
株式会社新川インフォメーションセンター
西尾張シーエーティーヴィ株式会社
日本海ケーブルネットワーク株式会社
株式会社日本ネットワークサービス
ニューデジタルケーブル株式会社
株式会社ニューメディア
株式会社ネット鹿島
能越ケーブルネット株式会社
株式会社八戸テレビ放送
浜松ケーブルテレビ株式会社
飯能ケーブルテレビ株式会社
ＢＡＮ－ＢＡＮネットワークス株式会社
ＢＴＶ株式会社
東松山ケーブルテレビ株式会社
株式会社ひまわりてれび
ひまわりネットワーク株式会社
姫路ケーブルテレビ株式会社
ひらたＣＡＴＶ株式会社
株式会社ちゅピＣＯＭ
福井ケーブルテレビ株式会社
藤津ケーブルビジョン株式会社
株式会社ベイ・コミュニケーションズ
本庄ケーブルテレビ株式会社
松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社
丸子テレビ放送株式会社
三河湾ネットワーク株式会社
ミクスネットワーク株式会社
南九州ケーブルテレビネット株式会社
宮崎ケーブルテレビ株式会社
山口ケーブルビジョン株式会社
ＹＯＵテレビ株式会社
ゆずの里ケーブルテレビ株式会社
株式会社嶺南ケーブルネットワーク
わたらせテレビ株式会社
蕨ケーブルビジョン株式会社
別表６に定める事業者（ケーブルプラス電話接続回線に係る電気通信回線設備を設置する者に限ります。）

別表５　定額利用料種別としてプラン２を扱う事業者

事　業　者　の　名　称
株式会社あいコムこうか 株式会社アイ・シー・シー 青森ケーブルテレビ株式会社 株式会社明石ケーブルテレビ 有田ケーブル・ネットワーク株式会社 入間ケーブルテレビ株式会社 株式会社大垣ケーブルテレビ おりベネットワーク株式会社 笠岡放送株式会社 株式会社キャッチネットワーク 峡東ケーブルネット株式会社 近鉄ケーブルネットワーク株式会社 グリーンシティコム株式会社 ケーブルテレビ株式会社 株式会社ケーブルテレビ可児 株式会社ＫＣＮ京都 株式会社ケーブルテレビ富山 株式会社コミュニティテレビこもろ さかいケーブルテレビ株式会社 シーシーエヌ株式会社 ＣＣＮｅｔ株式会社 東京ベイネットワーク株式会社 株式会社テレビ岸和田 株式会社テレビ津山 株式会社中海テレビ放送 豊島ケーブルネットワーク株式会社 能越ケーブルネット株式会社 ＢＡＮ－ＢＡＮネットワークス株式会社 東松山ケーブルテレビ株式会社 ひまわりネットワーク株式会社 姫路ケーブルテレビ株式会社 福井ケーブルテレビ株式会社 藤津ケーブルビジョン株式会社 株式会社ベイ・コミュニケーションズ 本庄ケーブルテレビ株式会社 松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社 三河湾ネットワーク株式会社 宮崎ケーブルテレビ株式会社 ゆずの里ケーブルテレビ株式会社 ＹＯＵテレビ株式会社 蕨ケーブルビジョン株式会社

別表６　特定の電気通信サービス

事業者の名称	契約約款の名称	電気通信サービスの名称
ＪＣＯＭ株式会社	ケーブルプラス電話サービス契約約款	ケーブルプラス電話サービス
	ケーブルプラス光電話サービス契約約款	ケーブルプラス光電話サービス
ＪＣＯＭマーケティング株式会社	Ｊ：ＣＯＭ　ＰＨＯＮＥ　プラスサービス契約約款	Ｊ：ＣＯＭ　ＰＨＯＮＥ　プラスサービス
株式会社ケーブルネット下関	Ｊ：ＣＯＭ　ＰＨＯＮＥ　プラスサービス契約約款	Ｊ：ＣＯＭ　ＰＨＯＮＥ　プラスサービス
横浜ケーブルビジョン株式会社	Ｊ：ＣＯＭ　ＰＨＯＮＥ　プラスサービス契約約款	Ｊ：ＣＯＭ　ＰＨＯＮＥ　プラスサービス

別表７　迷惑電話自動ブロックに係る当社が別に定める事項

（１）当社は、ケーブルプラス電話網に着信した全ての音声通信（迷惑電話自動ブロックを利用する一般ケーブルプラス電話契約者（以下この別表７において「利用者」といいます。）に宛てて発信されたものに限ります。）について、迷惑電話かどうかを自動的に判定すること。

（２）当社は、前号に定める判定が正確であることを保証しないこと。

（３）当社は、迷惑電話発信番号リストの情報精度の向上を目的として、次表に定める情報を日次でトビラシステムズ株式会社に提供すること。

区　　分	トビラシステムズ株式会社に提供する情報
音声通信ごとの情報	利用者が自営端末設備から行う登録操作等により指定した特定の電気通信番号又は迷惑電話発信番号リストに登録された電気通信番号から利用者宛てに発信された音声通信に係る次の情報 ・発信日時 ・発信に係る電気通信番号（発信電気通信番号非通知サービス又はこれに相当するものの取扱いを受けている音声通信にあっては、当該音声通信である旨） ・迷惑電話自動ブロックの提供において、おことわりする旨の案内により自動的に応答し、又は応答しなかった状況 ・通信時間
利用者ごとの情報	利用者宛てに発信された音声通信に係る発信電気通信番号（下４桁が特定できない状態に変更されたものに限ります。）及びその日にケーブルプラス電話網に着信した音声通信の数（利用者宛てに発信された音声通信であって、発信電気通信番号非通知サービス若しくはこれに相当するものの取扱いを受けている音声通信又はその他の音声通信の区分別に集計したものに限ります。）

（４）利用者は第三者にケーブルプラス電話接続回線を利用させるときは、当該第三者に前号について説明すること。

附　則
（実施期日）
１ この約款は、平成１７年１０月１９日から実施します。
（経過措置）
２ 平成１８年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表第４に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費について、
この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１７年１１月９日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１７年１１月１０日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１７年１１月１４日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１７年１２月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）

１ この改正規定は、平成１７年１２月２０日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年２月１４日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年３月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年４月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成１８年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表第４に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費について、
この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年５月１０日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年６月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年６月１９日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年７月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年８月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年１０月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成１９年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表第４に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費について、
この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについ

ては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年１０月２０日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年１１月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年１２月１５日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１８年１２月２５日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年１月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年２月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年２月１４日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年３月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成１９年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第１（基本利用料）２（料金額）（１）欄に掲げる定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する料金月から起算して２ヶ月間、その支払いを要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年３月８日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年４月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成１９年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表第４に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費について、
この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年６月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年６月１５日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年７月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年８月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年１０月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２０年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る番号ポータビリティサービスを伴う一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、その利用を開始した日の

属する料金月以降の料金月において料金表第１（基本利用料）２（１）の請求額から税抜額2,000円（税込額2,100円）を一括又は分割で控除します。
３ 平成２０年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表第４に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
４ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年１１月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年１１月１２日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年１２月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成１９年１２月３日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）

１　この改正規定は、平成１９年１２月１８日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２０年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２０年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成２０年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第１（基本利用料）２（料金額）（１）欄に掲げる定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する料金月から起算して２ヶ月間、その支払いを要しません。
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２０年２月６日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２０年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年３月２１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年３月２５日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年３月２８日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年４月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２０年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る番号ポータビリティサービスを伴う一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、その利用を開始した日の属する料金月以降の料金月において料金表 第１（基本利用料）２（料金額）に掲げる定額利用料から税抜額2,000円（税込額2,100円）を一括又は分割で控除します。
３ 平成２０年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
４ 平成２０年７月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる付加機能に係る工事費（オを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
５ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
６ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年４月７日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２０年５月３１日までに料金表第１（基本利用料）１（適用）（１）欄に定める回線種別タイプ２についてケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第１（基本利用料）２（料金額）（１）欄に掲げる定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する料金月から起算して２ヶ月間、その支払いを要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年５月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年５月１２日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年５月２２日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年７月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年７月７日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年７月１０日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年８月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年８月１１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年８月１４日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについ

ては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年８月２５日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年９月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年１０月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２１年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る番号ポータビリティサービスを伴う一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、その利用を開始した日の属する料金月以降の料金月において料金表 第１（基本利用料）２（料金額）に掲げる定額利用料から税抜額2,000円（税込額2,100円）を一括又は分割で控除します。
３ 平成２１年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
４ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年１０月６日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年１１月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年１２月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２０年１２月２４日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年２月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年３月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年３月１０日から実施します。

（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年３月１１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年３月２１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年３月３０日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年４月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２１年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る番号ポータビリティサービスを伴う一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、その利用を開始した日の属する料金月以降の料金月において料金表 第１（基本利用料）２（料金額）に掲げる定額利用料から税抜額 2,000 円（税込額 2,100 円）を一括又は分割で控除します。
３ 平成２１年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
４ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年４月４日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年５月１８日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年６月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年６月２４日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年８月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年８月３日から実施します。
（経過措置）
２ 削除
３ 削除
４ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年９月２８日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年１０月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２２年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る番号ポータビリティサービスを伴う一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、その利用を開始した日の属する料金月以降の料金月において料金表 第１（基本利用料）２（料金額）に掲げる定額利用料から税抜額2,000円（税込額2,100円）を一括又は分割で控除します。
３ 平成２２年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
４ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年１１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成２２年３月３１日までに、ケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約者が次表に定める付加機能の提供を請求したときは、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月から起算して３料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

電気通信番号表示サービス、電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス、割込通話サービス、電気通信番号通話中表示サービス、着信転送サービス

３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２１年１１月１５日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２１年１２月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２２年１月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表第１（基本利用料）２（料金額）（１）に掲げる定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する料金月から起算して２ヶ月間、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２２年２月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２２年２月２８日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表第１（基本利用料）２（料金額）（１）に掲げる定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する料金月から起算して２ヶ月間、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年３月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年３月１４日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年３月１８日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年３月２３日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年３月２５日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年３月２９日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについ

ては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年３月３０日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年３月３１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年４月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２２年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る番号ポータビリティサービスを伴う一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、その利用を開始した日の属する料金月以降の料金月において料金表 第１（基本利用料）２（料金額）に掲げる定額利用料から税抜額2,000 円（税込額2,100 円）を一括又は分割で控除します。
３ 平成２２年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
４ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年４月１２日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年４月２０日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年４月２３日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年６月１４日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年７月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年７月１２日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年８月１日から実施します。

（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年８月１０日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年９月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施の日から平成２４年３月３１日までの間、料金表第１（基本利用料）１（適用）（７）アの規定にかかわらず、（ア）の④を適用しないものとします。
３ この改正規定実施の日から平成２４年３月３１日までの間、料金表第１（基本利用料）１（適用）（８）アの規定にかかわらず、（ア）の④を適用しないものとします。
４ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年９月３０日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２２年１０月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２３年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２２年１１月２４日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２２年１２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２２年１２月２０日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２３年１月２１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２３年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年３月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年３月１５日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年３月２１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年３月３０日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年３月３１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年４月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２３年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年７月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年８月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年８月２４日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年９月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年１０月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２４年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年１０月２８日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年１１月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年１１月１０日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年１２月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２３年１２月１３日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２４年１月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２４年２月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２４年２月１４日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２４年３月１日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２４年３月３１日から実施します。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２４年４月１日から実施します。
（経過措置）
２ 削除
３ 削除
４ 平成２４年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約

の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
５ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
６ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２４年４月１６日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２４年５月１５日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２４年６月１日から実施します。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２４年７月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２４年９月１３日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２４年９月１５日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２４年９月１９日から実施します。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２４年９月２１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２４年１０月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２５年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２４年１０月２９日から実施します。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２４年１２月１日から実施します。
（経過措置）
２この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年１月１日から実施します。
（経過措置）
２この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年１月３０日から実施します。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２５年２月１日から実施します。
（経過措置）
２この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年２月１８日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年３月１日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年３月１０日から実施します。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２５年４月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２５年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年５月１日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年６月１日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年７月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施の日から平成２５年９月３０日までに、ケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約者が着信転送サービスの提供を請求したときは、当社が着信転送サービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して３料金月の間、着信転送サービスに係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年８月１日から実施します。

附 則
（実施時期）

この改正規定は、平成２５年８月１９日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２５年１０月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２６年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年１０月２日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年１１月１日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年１１月２日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年１１月２５日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年１１月２７日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年１１月２８日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２５年１２月１日から実施します。
（経過措置）
２この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他

の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年２月１日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年２月３日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年３月１日から実施します。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２６年４月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成２６年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年６月１日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年７月１日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年８月１日から実施します。

附 則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年９月１日から実施します。

附 則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２６年１０月１日から実施します。
（経過措置）

２ 平成２７年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 オ（番号ポータビリティサービス）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年１１月５日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２６年１２月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２７年１月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年２月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年２月１８日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２７年２月２４日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年３月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年３月２３日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年４月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年６月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年７月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年７月１３日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年８月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年８月１０日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年１１月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２７年１１月１７日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年１２月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、平成２７年１２月１１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２８年３月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２８年３月１８日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２８年４月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２８年５月２１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２８年７月１日から実施します。
（メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置）
２　削除

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２８年８月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２８年９月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２８年１０月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２８年１１月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

３　平成２８年７月１日から実施の附則第２項について、「削除」に改めます。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２８年１２月１日から実施

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２８年１２月２６日から実施

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年１月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年２月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年２月１１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年３月２０日から実施します。

附　則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成２９年３月３１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成３０年３月３１日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約と同時に料金表第１に定める定額利用料種別プラン２の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）ウ（プラン登録手数料）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年４月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年５月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年５月１５日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年７月１日から実施します。
２　第６条の規定にかかわらず、株式会社テレビ鳴門のサービスエリアでケーブルプラス電話サービスの提供を受けており、次のいずれかに該当するときは、この改正規定実施の日から平成２９年８月３１日（その日までに、第１号に定める特定の電気通信サービスの提供を開始した場合若しくはその契約の解除があった場合又は第２号に定める当社が別に定める基準に該当しなくなった場合は、その提供開始日若しくは契約解除日又は該当しなくなった日とします。）までの間、改正前の規定に基づき、ケーブルプラス電話サービスを提供する取扱いを行います。
（１）この改正規定実施の際現に、ケーブルプラス電話契約に係るケーブルプラス電話接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において、当社が指定する方法により、特定の電気通信サービス（当社又は当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスであって、当社が指定するものをいいます。）の提供を受けるための契約の申込みについて、それぞれ当社又はその電気通信事業者から承諾を受けているとき（既にその電気通信サービスの提供が開始されているとき及びケーブルプラス電話契約者の責めに帰すべき理由によりその電気通信サービスの提供を開始できていないときを除きます。）
（２）その他当社が別に定める基準に該当するとき。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年８月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年９月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年１０月１日から実施します。

附則

（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年１０月１４日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年１０月２５日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年１１月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２９年１２月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年１月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年１月５日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年２月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年２月１６日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年３月１日から実施します。
附　則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成３０年４月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成３０年６月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約と同時に料金表第１に定める定額利用料種別プラン２の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）ウ（プラン登録手数料）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成３０年５月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年５月１０日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年７月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成３０年９月３０日までに定額利用料種別プラン２の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 ウ（プラン登録手数料）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３ 一般ケーブルプラス電話契約者が平成３０年９月３０日までに定額利用料種別プラン２の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第１（基本利用料）２（料金額）（１）利用料（プラン２）欄に掲げる定額利用料（以下、本附則において「本定額利用料」といいます。）について、この約款の規定にかかわらず、当該申込日の属する月の翌月から起算して５ヶ月間、その支払額から570 円を値引します。
４ 前項の規定にかかわらず、本定額利用料が適用された月から４ヶ月以内に定額利用料種別プラン２のみを解約した場合、解約した月の翌月以降値引は適用されません。
５ 第３項の規定にかかわらず、本定額利用料が適用された月から４ヶ月以内にケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約および定額利用料種別プラン２の両方を解約した場合であって、下記の計算式に従って算出した金額が 570 円に満たないとき、解約した月の値引額は、当該算出金額相当額とします。また、解約した月の翌月以降値引は適用されません。
（計算式）970 円÷解約した月の日数×利用日数

６ 平成３０年９月３０日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約と同時に料金表第１に定める定額利用料種別プラン２の申込をし、その承諾を受けたときは、本定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月（以下、本附則において「利用開始月」といいます。）から起算して５ヶ月間、その支払額から 570 円を値引します。
７ 前項の規定にかかわらず、利用開始月の値引額は、下記の計算式に従って算出した金額が 570 円に満たないとき、当該算出金額相当額とします。
（計算式）970 円÷利用開始月の日数×利用日数
８ 第６項の規定にかかわらず、利用開始月から４ヶ月以内に定額利用料種別プラン２のみを解約した場合、解約した月の翌月以降値引きは適用されません。
９ 第６項の規定にかかわらず、利用開始月から４ヶ月以内にケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約および定額利用料種別プラン２の両方を解約した場合であって、下記の計算式に従って算出した金額が 570 円に満たないとき、解約した月の値引額は、当該算出金額相

当額とします。また、解約した月の翌月以降値引きは適用されません。
（計算式）970 円÷解約した月の日数×利用日数
１０ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
１１ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年７月２３日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年９月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年９月４日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年１０月１日から実施します。
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年１０月６日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年１１月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３０年１２月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３１年１月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３１年１月１１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３１年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成３１年５月１０日までに定額利用料種別プラン２の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第４（手続きに関する料金及び工事費）に掲げる契約料及び付加機能に係る工事費 ウ（プラン登録手数料）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３　一般ケーブルプラス電話契約者が平成３１年５月１０日までに定額利用料種別プラン２の申込をし、その承諾を受けたときは、料金表 第１（基本利用料）２（料金額）（１）利用料（プラン２）欄に掲げる定額利用料（以下、本附則において「本定額利用料」といいます。）について、この約款の規定にかかわらず、当該申込日の属する月の翌月から起算して５ヶ月間、その支払額から570円を値引します。
４　前項の規定にかかわらず、本定額利用料が適用された月から４ヶ月以内に定額利用料種別プラン２のみを解約した場合、解約した月の翌月以降値引は適用されません。
５　第３項の規定にかかわらず、本定額利用料が適用された月から４ヶ月以内にケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約および定額利用料種別プラン２の両方を解約した場合であって、下記の計算式に従って算出した金額が570円に満たないとき、解約した月の値引額は、当該算出金額相当額とします。また、解約した月の翌月以降値引は適用されません。
（計算式）970円÷解約した月の日数×利用日数
６　平成３１年５月１０日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約と同時に料金表第１に定める定額利用料種別プラン２の申込をし、その承諾を受けたときは、本定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その利用を開始した日の属する月（以下、本附則において「利用開始月」といいます。）から起算して５ヶ月間、その支払額から570円を値引します。
７　前項の規定にかかわらず、利用開始月の値引額は、下記の計算式に従って算出した金額が570円に満たないとき、当該算出金額相当額とします。
（計算式）970円÷利用開始月の日数×利用日数
８　第６項の規定にかかわらず、利用開始月から４ヶ月以内に定額利用料種別プラン２のみを解約した場合、解約した月の翌月以降値引きは適用されません。
９　第６項の規定にかかわらず、利用開始月から４ヶ月以内にケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約および定額利用料種別プラン２の両方を解約した場合であって、下記の計算式に従って算出した金額が570円に満たないとき、解約した月の値引額は、当該算出金額相当額とします。また、解約した月の翌月以降値引きは適用されません。
（計算式）970円÷解約した月の日数×利用日数
１０　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
１１　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３１年２月１８日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３１年３月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成３１年４月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和元年５月２２日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和元年８月１日から実施します。

附　　則
（実施時期）
１ この改正規定は、令和元年１１月１９日から実施します。
（経過措置）
２　令和元年１１月１８日までにケーブルプラス電話サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約の申込をした一般ケーブルプラス電話契約者については、着信転送サービスの提供について請求があったものとみなして取り扱います。ただし、当該一般ケーブルプラス電話契約者から着信転送サービスの利用の申出があるまでは、着信転送サービスに係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３　令和元年１１月１８日までに料金表第１に定める定額利用料種別プラン２の申込をし、その承諾を受けた一般ケーブルプラス電話契約者については、着信転送サービスの提供について請求があったものとみなして取り扱います。ただし、着信転送サービスに係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　　則
（実施時期）
１ この改正規定は、令和元年１２月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和２年１月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）
１　この改正規定は、令和２年３月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和２年４月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、令和２年６月１日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、令和２年７月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和２年７月２８日から実施します。
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和２年９月１８日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和２年１０月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和２年１２月１日から実施します。
（料金等に関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から令和３年３月３１日までの間に、定額利用料の料金種別の変更（定額利用料の料金種別をプラン１からプラン２へ変更するものに限ります。）の請求及びその変更に係る承諾があった一般ケーブルプラス電話契約者は、その一般ケーブルプラス電話（特定電話サービスの用に供されるものを除きます。）に係る料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に定めるプラン登録手数料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３　前項の一般ケーブルプラス電話に係る定額利用料は、その一般ケーブルプラス電話の提

供開始日が属する料金月以降の３料金月間、料金表第１（基本利用料）２（料金額）に定める額から税抜額570円（税込額627円）を減額して得た額（その定額利用料が日割りによって税抜額1,352円（税込額1,487.2円）未満となるときは、税抜額1,330円（税込額1,463円）を日割りして得た額）とします。

４　この改正規定実施の日から令和３年３月３１日までの間に、その請求（一般ケーブルプラス電話契約の申込みと同時に行うものに限ります。）があった、又はその請求及びその承諾があった電気通信番号表示サービスに係る一般ケーブルプラス電話契約者は、その電気通信番号表示サービス（特定電話サービスの用に供される一般ケーブルプラス電話において利用するものを除きます。）に係る付加機能利用料について、その電気通信番号表示サービスの提供開始日が属する料金月以降の３料金月間、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

この改正規定は、令和３年１月１日から実施します。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和３年３月１５日から実施します。

（経過措置）

２　前項の規定にかかわらず、別表２（外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等）２（非自動音声通信）の表の改正は、令和３年４月１日から実施します。

３　第２項の規定にかかわらず、別表７を削る改正に関しては、令和３年４月１日から実施します。

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和３年３月２３日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和３年５月１８日から実施します。

２　削除

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和３年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　前項の規定にかかわらず、電話リレーサービスに係るもの及び料金表第６の改正は、令和３年７月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和３年８月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和３年９月２日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和３年９月２９日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　削除

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和３年１１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和３年１１月１７日から実施します。
（附則の改正）
２　令和３年５月１８日付附則第２項を削除します。
３　令和３年９月２９日付附則第３項を削除します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和３年１２月１０日から実施します。
（経過措置）
２　前項の規定にかかわらず、この改正規定（迷惑電話自動ブロックの提供に係る部分に限ります。）は、令和４年２月１６日から実施します。
（料金等に関する経過措置）
３　令和３年１２月１０日から令和４年７月３１日までの間に、その提出（一般ケーブルプラス電話契約の申込みと同時に行うものに限ります。）があった、又はその提出及びその承諾があった迷惑電話自動ブロックの申込書等に係る迷惑電話自動ブロックを利用する一般ケーブルプラス電話契約者（特定電話サービスの用に供される一般ケーブルプラス電話

に係るものを除きます。）に対して、当社は、その迷惑電話自動ブロックの提供開始日が属する料金月以降の３料金月間、その迷惑電話自動ブロックについて支払いを要する付加機能利用料と同額を減額する取扱いを行います。

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和４年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

この改正規定は、令和４年２月１日から実施します。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和４年２月１６日から実施します。

（附則の改正）

２　令和３年１２月１０日付附則第３項中「令和４年２月２８日まで」とあるのは、「令和４年７月３１日まで」に改めます。

（経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供している迷惑電話拒絶サービス（特定電話サービスの用に供される一般ケーブルプラス電話において利用するものを除きます。）に関する取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

<table>
<tr><td rowspan="2">迷惑電話拒絶サービス</td><td colspan="2">本サービスの利用の請求をしたケーブルプラス電話契約者が自営端末設備からの登録操作等により、あらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの
（定額利用料）</td><td>１ケーブルプラス電話接続回線ごとに月額</td><td>税抜額700円
（税込額770円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。
（イ）当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</td></tr>
</table>

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和４年４月１日から実施します。

（附則の改正）

２　平成２４年４月１日付附則第２項及び第３項を削除します。

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和４年５月１日から実施します。

２　削除

（附則の改正）

３　平成２１年８月３日付附則第２項及び第３項を削除します。

（経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

この改正規定は、令和４年６月１日から実施します。

附　則

（実施時期）

この改正規定は、令和４年７月１日から実施します。

附　則

（実施時期）

この改正規定は、令和４年８月１日から実施します。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和４年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和４年９月１日から実施します。

ただし、別表４（当社が別に定める事業者）１（回線種別としてタイプ１を扱うもの）から狭山ケーブルテレビ株式会社を削る部分については、令和４年１２月１日から実施します。

（経過措置）

２　前項ただし書きの規定にかかわらず、この改正規定（前項ただし書きに定める部分に限ります。以下この項において同じとします。）実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により提供しているケーブルプラス電話サービス（狭山ケーブルテレビ株式会社が設置するケーブルプラス電話接続回線により提供しているものに限ります。）のうち、そのケーブルプラス電話契約者から当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知（この改正規定に係るものに限ります。）が届かないもの等であって、この改正規定実施の日以降もなお従前のとおり取り扱うことについて、当社及び狭山ケーブルテレビ株式会社の業務の遂行上著しい支障がないものに関する提供条件は、令和４年１２月３１日までの間、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和４年１０月１日から実施します。

（附則の改正）

２　令和４年５月１日付附則第２項を削除します。

３　令和４年９月１日付附則第１項ただし書きを削ります。

（経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和４年１１月１日から実施します。

（迷惑電話自動ブロック最大３か月無料キャンペーンの適用）

２　令和４年１１月１日から令和５年４月３０日までの間に、その提出（一般ケーブルプラス電話契約の申込みと同時に行うものに限ります。）があった、又はその提出及びその承諾があった迷惑電話自動ブロックの申込書等に係る迷惑電話自動ブロックを利用する一般ケーブルプラス電話契約者（特定電話サービスの用に供される一般ケーブルプラス電話に係るものを除きます。）に対して、当社は、その迷惑電話自動ブロックの提供開始日が属する料金月以降の３料金月間、その迷惑電話自動ブロックについて支払いを要する付加機能利用料と同額を減額する取扱いを行います。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

この改正規定は、令和５年１月１日から実施します。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和５年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　前項の規定にかかわらず、料金表第１（基本利用料）２（利用料）（エ）に定める利用料（株式会社ＮＴＴドコモのワイドスター通信サービス契約約款に定める第１種ワイドスターに係る電気通信回線への音声通信に係るものに限ります。）の改正は、令和５年３月１日から実施します。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和５年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　前項の規定にかかわらず、別表２（外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等）２（非自動音声通信）において、モンゴルを第１種本邦着信音声通信の取扱地域から除く改正規定については、令和５年４月１日から実施します。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和５年３月２９日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和５年４月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年５月１日から実施します。
（迷惑電話自動ブロック最大２か月無料キャンペーンの適用）
２　令和５年５月１日から令和５年７月３１日までの間に、その提出（一般ケーブルプラス電話契約の申込みと同時に行うものに限ります。）があった、又はその提出及びその承諾があった迷惑電話自動ブロックの申込書等に係る迷惑電話自動ブロックを利用する一般ケーブルプラス電話契約者（特定電話サービスの用に供される一般ケーブルプラス電話に係るものを除きます。）に対して、当社は、その迷惑電話自動ブロックの提供開始日が属する料金月以降の２料金月間、その迷惑電話自動ブロックについて支払いを要する付加機能利用料と同額を減額する取扱いを行います。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和５年７月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年９月１日から実施します。ただし、第66条（協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行）の改正は、令和５年１０月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和５年１０月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和５年１１月１５日から実施します。ただし、別表４（当社が別に定める事業者）１（回線種別としてタイプ１を扱うもの）から知多半島ケーブルネットワーク株式会社を削る部分については、令和５年１２月１日から実施します。

附　則
（実施時期）

１　この改正規定は、令和６年１月１日から実施します。

（契約に関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現にこの改正規定による改正前のこの約款（以下この附則において「改正前約款」といいます。）に基づいて当社が締結している次表左欄の契約（以下この附則において「旧契約」といいます。）については、この改正規定実施の日において、それぞれこの改正規定による改正後のこの約款（以下この附則において「改正後約款」といいます。）の規定により当社と締結した同表中央欄の契約（以下この附則において「新契約①」といいます。）及びＪＣＯＭ株式会社（以下この附則において「ＪＣＯＭ」といいます。）が定めるケーブルプラス電話サービス契約約款（以下この附則において「ＪＣＯＭ約款」といいます。）の規定によりＪＣＯＭが締結した同表右欄の契約（以下この附則において「新契約②」といいます。）に移行したものとします。

ケーブルプラス電話契約（特定事業者が契約するものを除きます。） 一般ケーブルプラス電話契約 タイプ１ タイプ２	ケーブルプラス電話契約 特別ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話契約 タイプ１ タイプ２
ケーブルプラス電話契約（特定事業者が契約するものを除きます。） 一般ケーブルプラス電話契約 プラン１ プラン２	ケーブルプラス電話契約 特別ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話契約 プラン１ プラン２

（付加機能に関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に当社が改正前約款の規定により旧契約において提供している次表左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、当社が改正後約款の規定により新契約①において提供する次表右欄の付加機能に移行したものとします。

番号ポータビリティサービス	番号ポータビリティサービス

４　この改正規定実施の際現に当社が改正前約款の規定により旧契約において提供している次表左欄の付加機能（以下この附則において「旧付加機能」といいます。）は、この改正規定実施の日において、ＪＣＯＭがＪＣＯＭ約款の規定により新契約②において提供する同表右欄の付加機能（以下この附則において「新付加機能」といいます。）に移行したものとします。

この場合において、地方自治体の規則に従って当社が旧付加機能において適用している取扱いがあるときは、ＪＣＯＭはその移行先の新付加機能においてこれを引き継ぐものとします。

発信電気通信番号非通知サービス 電気通信番号表示サービス 電気通信番号通知要請サービス 割込通話サービス 特定音声通信発信規制サービス 電気通信番号通信中表示サービス 着信転送サービス 迷惑電話自動ブロック	発信電気通信番号非通知サービス 電気通信番号表示サービス 電気通信番号通知要請サービス 割込通話サービス 特定音声通信発信規制サービス 電気通信番号通信中表示サービス 着信転送サービス 迷惑電話自動ブロック

（利用料に係る取扱いに関する経過措置）

５　この改正規定実施の際現に当社が改正前約款の規定により旧契約において提供している次表の左欄に定める利用料に係る取扱いは、この約款実施の日において、第２項の規定により、それぞれＪＣＯＭ約款の規定により新契約②においてＪＣＯＭが提供する同表右欄に定める利用料に係る取扱いに移行したものとします。

プラン２（ケーブルプラス電話　定額あんしんパック）の契約者回線に係る利用料の適用	プラン２（ケーブルプラス電話　定額あんしんパック）の契約者回線に係る利用料の適用
契約者連絡先電話番号がａｕ携帯電話番号であった場合における利用料の減額（ａｕまとめトーク）	契約者連絡先電話番号がａｕ携帯電話番号であった場合における利用料の減額（ａｕまとめトーク）

（損害賠償に関する経過措置）

６　この改正規定実施前に改正前約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、新契約②に係るものについては、この改正規定実施の日において、ＪＣＯＭが当社から引き継ぐものとします。

（料金に関する経過措置）

７　この改正規定実施前に改正前約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、この改正規定実施の日において、ＪＣＯＭが当社から引き継ぐものとします。

（この約款実施前に行った手続き等の効力等）

８　この改正規定実施前に改正前約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、専ら新契約①に係るもの、専ら新契約②に係るもの並びに新契約①及び新契約②に係るものについては、それぞれ順に、改正後約款の規定、ＪＣＯＭ約款の規定並びに改正後約款及びＪＣＯＭ約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

９　この約款実施の際現に改正前約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、専ら新契約①に係るもの、専ら新契約②に係るもの並びに新契約①及び新契約②に係るものについては、それぞれ順に、改正後約款の規定、ＪＣＯＭ約款の規定並びに改正後約款及びＪＣＯＭ約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和６年３月１日から実施します

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和６年３月４日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和６年８月１日から実施します。ただし、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）２（音声通信明細書の発行料）の改正は、令和６年１１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則

（実施時期）

１　この改正規定は、令和６年９月９日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年１１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和６年１２月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和７年１月１４日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和７年３月１０日から実施します。ただし、天気予報サービスの終了に係る部分は、令和７年４月１日から実施します。
（天気予報サービスの終了に係る経過措置）
２　当分の間、当社は、ケーブルプラス電話接続回線からこの改正規定実施前の天気予報サービスに係る電気通信番号「１７７」をダイヤルして行う音声通信（自動音声通信に限ります。）の発信があった場合、これを当該音声通信の発信地域に応じてＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社が指定する電気通信設備（天気予報サービスが終了した旨をお知らせするものに限ります。）に接続します。この場合において、当社は、当該電気通信設備に接続する音声通信について、この改正規定実施前の天気予報サービスへの音声通信とみなして取り扱います。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和７年７月１日から実施します。
（附則の改正）
２　令和７年３月１０日付附則第２項中「東日本電信電話株式会社」及び「西日本電信電話株式会社」とあるのはそれぞれ「ＮＴＴ東日本株式会社」及び「ＮＴＴ西日本株式会社」に改めます。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和７年８月１日から実施します。

附　則

（実施時期）
この改正規定は、令和７年９月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和７年１０月１日から実施します。ただし、この改正規定（料金表第２（付加機能利用料）２（料金額）サ欄（単位欄及び料金額欄に限ります。）及び別表７に係るものを除きます。）については、令和８年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

注　第１項ただし書に基づき、この改正規定実施の日から令和７年１２月３１日までの間、次の各号の規定は、それぞれ当該各号に記載のとおりに適用されます。
（１）料金表通則８（月額料金の日割）の注
（注）８の第３号の「特定の付加機能」は、電気通信番号表示サービス、電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス、割込通話サービス、電気通信番号通信中表示サービス、着信転送サービス及び迷惑電話自動ブロックとします。
（２）料金表第１（基本利用料）２（料金額）（１）に定める定額利用料（プラン１のものに限ります。）

１ケーブルプラス電話接続回線ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
利用料（プラン１）	税抜額１，３３０円（税込額１，４６３円）

（３）料金表第２（付加機能利用料）１（適用）に定める特定の付加機能の同時利用に係る付加機能利用料の減額適用（オプションお得パック）

<table>
<tr><th>単　位</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>特定の付加機能の同時利用に係る付加機能利用料の減額適用
（オプションお得パック）</td><td>当社は、ケーブルプラス電話契約者が次の（ア）から（オ）に定める全ての付加機能について、その付加機能利用料の支払いを要するときは、その支払いを要する付加機能利用料の合計額から次表に定めるオプションお得パック割引額を減額する取扱いを行います。
（ア）電気通信番号表示サービス
（イ）電気通信番号通知要請サービス、
（ウ）割込通話サービス
（エ）電気通信番号通信中表示サービス
（オ）迷惑電話自動ブロック
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>単　　位</th><th>割　引　額</th></tr>
<tr><td>オプションお得パック割引額</td><td>１ケーブルプラス電話接続回線ごとに月額</td><td>税抜額610円
（税込額671円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考
オプションお得パック割引額は、料金表通則８第３号その他の規定において、月額料金に準じて取り扱います。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（４）料金表第２（付加機能利用料）２（料金額）サ（迷惑電話自動ブロック）（単位欄及び料金額欄に限ります。）

単　　位	料　金　額
１ケーブルプラス電話接続回線ごとに月額	税抜額300円 （税込額330円）

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和７年１０月２８日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和８年１月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和８年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和８年３月２９日から実施します。ただし、電話帳及び電話番号案内に係る改正の部分については、令和８年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和８年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和８年５月１日から実施します。

附　則
（実施時期）
この改正規定は、令和８年５月１８日から実施します。

附　則
（実施時期）
１　この改正規定は、令和８年６月２６日から実施します。ただし、この改正規定（相互接続番号案内料に関する部分に限ります。）については、令和８年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

注　第１項ただし書に基づき、この改正規定実施の日から令和８年７月３１日までの間に提

供される相互接続番号案内に適用される相互接続番号案内料の料金額は次のとおり。

区　　分	単　　位	料　金　額
相互接続番号案内料	１電気通信番号ごとに	税抜額200円 （税込額220円）

附　則

（実施時期）

この改正規定は、令和８年７月１日から実施します。